

平成 24 年度
民間事業者における通報処理制度の実態調査
報告書

消費者庁

目 次

I	調査の概要	1
	1. 調査目的	1
	2. 主な調査項目	1
	3. 委託先	1
	4. 調査対象	2
	5. 調査実施概要	2
	6. 回答事業者の属性	3
II	調査結果	7
	1. 法及びガイドラインの認知状況	7
	2. 内部通報制度の導入状況	12
	3. 通報窓口の設置状況	28
	4. 通報者の範囲	35
	5. 通報対象事実の範囲	38
	6. 内部通報制度の周知活動・外部の利害関係者に対する情報開示	41
	7. 通報窓口に寄せられた通報件数等	45
	8. 通報窓口に寄せられた通報の内容等	48
	9. 運用上の課題や実務上の負担	53
	10. 通報窓口を設置したことによる効果	56
	11. 公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと	58
	【参考】平成20年度調査、平成22年度調査との比較	60
	1. 法及びガイドラインの認知度	60
	2. 内部通報制度の導入状況	61
III	調査票	62

目次（詳細版）

I	調査の概要	1
1.	調査目的	1
2.	主な調査項目	1
3.	委託先	1
4.	調査対象	2
5.	調査実施概要	2
6.	回答事業者の属性	3
II	調査結果	7
1.	法及びガイドラインの認知状況	7
(1)	法及びガイドラインの認知度	7
	図表 1 法及びガイドラインの認知度（単一回答）／全体、従業員数別	7
	図表 2 法及びガイドラインの認知度（単一回答）／業種別	8
(2)	法及びガイドラインの認知媒体	9
	図表 3 法及びガイドラインの認知媒体（複数回答）／全体	9
	図表 4 法及びガイドラインの認知媒体（複数回答）／従業員数別	10
	図表 5 法及びガイドラインの認知媒体（複数回答）／業種別	10
	図表 6 法及びガイドラインの認知媒体（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別	11
2.	内部通報制度の導入状況	12
(1)	内部通報制度の導入有無	12
	図表 7 内部通報制度の導入有無（単一回答）／全体、従業員数別	12
	図表 8 内部通報制度の導入有無（単一回答）／業種別	13
(2)	内部通報制度の導入時期	14
	図表 9 内部通報制度の導入時期（単一回答）／全体、従業員数別	14
	図表 10 内部通報制度の導入時期（単一回答）／業種別	15
(3)	内部通報制度を導入した目的・理由	16
	図表 11 内部通報制度を導入した目的・理由（複数回答）／全体	16
	図表 12 内部通報制度を導入した目的・理由（複数回答）／従業員数別	17
	図表 13 内部通報制度を導入した目的・理由（複数回答）／業種別	17
(4)	内部通報制度を導入していない理由	18
	図表 14 内部通報制度を導入していない理由（複数回答）／全体	18
	図表 15 内部通報制度を導入していない理由（複数回答）／従業員数別	20
(5)	内部通報制度の導入検討に必要な情報	21
	図表 16 内部通報制度の導入検討に必要な情報（複数回答）／全体	21
	図表 17 内部通報制度の導入検討に必要な情報（複数回答）／従業員数別	22
	図表 18 内部通報制度の導入検討に必要な情報（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別	22

(6) 内部規程の整備状況	23
図表 19 内部規程の整備状況 (単一回答) / 全体、従業員数別	23
(7) 内部規程の内容	24
図表 20 内部規程の内容 (複数回答) / 全体	24
図表 21 内部規程の内容 (複数回答) / 従業員数別	25
図表 22 内部規程の内容 (複数回答) / 業種別	26
図表 23 内部規程の内容 (複数回答) / 法・ガイドラインの認知度別	26
(8) 内部通報制度の責任者	27
図表 24 内部通報制度の責任者 (単一回答) / 全体、従業員数別	27
3. 通報窓口の設置状況	28
(1) 通報窓口の設置場所	28
図表 25 通報窓口の設置場所 (単一回答) / 全体、従業員数別	28
図表 26 通報窓口の設置場所 (単一回答) / 法及びガイドラインの認知度別	29
(2) 社内通報窓口の設置部門	30
図表 27 社内通報窓口の設置部門 (複数回答) / 全体	30
図表 28 社内通報窓口の設置部門 (複数回答) / 従業員数別	31
図表 29 社内通報窓口の設置部門 (複数回答) / 通報窓口の設置場所別	31
(3) 社外通報窓口の設置場所	32
図表 30 社外通報窓口の設置場所 (複数回答) / 全体	32
図表 31 社外通報窓口の設置場所 (複数回答) / 従業員数別	33
(4) 社外に通報窓口を設置していない理由	34
図表 32 社外に通報窓口を設置していない理由 (複数回答) / 全体	34
4. 通報者の範囲	35
(1) 対象とする通報者の範囲	35
図表 33 対象とする通報者の範囲 (複数回答) / 全体	35
図表 34 対象とする通報者の範囲 (複数回答) / 従業員数別	36
図表 35 対象とする通報者の範囲 (複数回答) / 法・ガイドラインの認知度別	36
(2) 匿名による通報の受付状況	37
図表 36 匿名による通報の受付状況 (単一回答) / 全体、従業員数別	37
5. 通報対象事実の範囲	38
図表 37 通報対象事実の範囲 (複数回答) / 全体	38
図表 38 通報対象事実の範囲 (複数回答) / 従業員数別	39
図表 39 通報対象事実の範囲 (複数回答) / 法・ガイドラインの認知度別	39
図表 40 通報対象事実の範囲 (複数回答) / 全体、回答パターン別	40
6. 内部通報制度の周知活動・外部の利害関係者に対する情報開示	41
(1) 内部通報制度の周知活動	41
図表 41 内部通報制度の周知活動 (複数回答) / 全体	41
図表 42 内部通報制度の周知活動 (複数回答) / 従業員数別	42
(2) 外部の利害関係者に対する情報開示	43
図表 43 外部の利害関係者に対する情報開示 (複数回答) / 全体	43

図表 44 外部の利害関係者に対する情報開示（複数回答）／従業員数別	44
7. 通報窓口寄せられた通報件数等	45
(1) 過去1年間に通報窓口寄せられた内部通報件数（社内外合計）	45
図表 45 過去1年間に通報窓口寄せられた内部通報件数（社内外合計）（単一回答）／全体、従業員数別	45
(2) 過去1年間に社外通報窓口寄せられた内部通報件数	46
図表 46 過去1年間に社外通報窓口寄せられた内部通報件数（単一回答）／全体、従業員数別	46
(3) 通報窓口通報寄せた者の雇用形態	47
図表 47 通報窓口通報寄せた者の雇用形態（複数回答）／全体	47
8. 通報窓口寄せられた通報の内容等	48
(1) 通報窓口寄せられた通報の内容	48
図表 48 通報窓口寄せられた通報の内容（複数回答）／全体	48
図表 49 通報窓口寄せられた通報の内容（複数回答）／従業員数別	49
図表 50 通報窓口寄せられた通報の内容（複数回答）／業種別	49
(2) 通報窓口寄せられた通報と関係する法令違反	50
図表 51 通報窓口寄せられた通報と関係する法令違反（単一回答）／全体、従業員数別	50
(3) 通報窓口通報寄せられるタイミング	51
図表 52 通報窓口通報寄せられるタイミング（単一回答）／全体、従業員数別	51
(4) 社内外の通報窓口寄せられる通報の内容	52
図表 53 通報窓口寄せられる通報の内容（単一回答）／全体	52
9. 運用上の課題や実務上の負担	53
図表 54 運用上の課題や実務上の負担（複数回答）／全体	53
図表 55 運用上の課題や実務上の負担（複数回答）／従業員数別	54
図表 56 運用上の課題や実務上の負担（複数回答）／通報窓口の設置場所別	55
10. 通報窓口を設置したことによる効果	56
図表 57 通報窓口を設置したことによる効果（複数回答）／全体	56
図表 58 通報窓口を設置したことによる効果（複数回答）／従業員数別	57
図表 59 通報窓口を設置したことによる効果（複数回答）／通報窓口の設置場所別	57
11. 公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと	58
図表 60 公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと（複数回答）／全体	58
図表 61 公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと（複数回答）／従業員数別	59
図表 62 公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと（複数回答）／業種別	59

【参考】平成20年度調査、平成22年度調査との比較 60

1. 法及びガイドラインの認知度	60
図表 63 法及びガイドラインの認知度（単一回答）／従業員数別、調査年度別	60
2. 内部通報制度の導入状況	61
図表 64 内部通報制度の導入有無（単一回答）／従業員数別、調査年度別	61

III 調査票 62

I 調査の概要

1. 調査目的

公益通報者保護法（以下「法」という。）が平成18年4月に施行されてから6年以上が経過したが、この間、旧内閣府国民生活局及び消費者庁においては、通報を適切に処理するためのガイドラインを作成し、法及びガイドラインに関する広報資料の作成・配布や説明会等を通じて、法及びガイドラインの周知・啓発を図ってきたところである。

法の円滑な運用のためには、その運用の状況や当事者である民間事業者の実態を調査し、現状を把握することが必要不可欠である。本調査は、民間事業者における法及びガイドラインの認知状況、通報処理制度の導入状況等の実態を調査することにより、法及びガイドラインの更なる周知・啓発に向けた施策の立案等に資することを目的とする。

2. 主な調査項目

- (1) 法及びガイドラインの認知状況
- (2) 内部通報制度の導入状況
- (3) 内部通報窓口の設置部門と設置場所
- (4) 対象となる通報者の範囲と通報内容の範囲
- (5) 内部通報制度の周知・情報開示の方法
- (6) 通報窓口寄せられた通報件数
- (7) 通報窓口寄せられる通報内容とタイミング
- (8) 内部通報制度の運用上の課題や実務上の負担
- (9) 通報窓口を設置したことによる効果
- (10) 公益通報者保護制度の普及に必要な事項

3. 委託先

株式会社ノルド 社会環境研究所

4. 調査対象

(1) 調査対象及び標本数

全国の上場事業者（3,545件）及び非上場事業者（11,455件）、合計15,000事業者。

調査対象事業者は、会社法上の会社だけでなく、公益社団法人、医療法人等も含む。ただし、国や自治体（公務）の機関は含まない。

(2) 標本抽出方法

非上場事業者は、民間事業者情報データベースより下記割付で無作為抽出。

従業員数	割付数	平成22年度調査 ¹ （参考）	平成20年度調査 ² （参考）
50人以下	3,000（26.19%）	3,000（26.47%）	2,100（18.86%）
51人～100人	3,000（26.19%）	3,000（26.47%）	2,100（18.86%）
101人～300人	3,000（26.19%）	3,000（26.47%）	3,677（33.02%）
301人以上	2,455（21.43%）	2,333（20.59%）	3,260（29.27%）
合計	11,455（100.00%）	11,333（100.00%）	11,137（100.00%）

5. 調査実施概要

(1) 調査期間

2012年12月3日～2013年1月23日

(2) 調査方法

インターネット調査及び郵送法

(3) 有効回収数（率）

3,624件（24.2%）

¹消費者庁では、平成22年度にも、今回と同様の調査を行っている。詳細は、消費者庁『平成22年度民間事業者における通報処理制度の実態調査報告書』参照

URL: <http://www.caa.go.jp/seikatsu/koueki/chosa-kenkyu/files/h22rodosha-chosa.pdf>

²旧内閣府国民生活局では、民間事業者における通報処理制度の実態等を把握するため、今回と同様の調査を行っている。詳細は、旧内閣府国民生活局『平成20年度民間事業者における通報処理制度の実態調査報告書』参照。

URL: <http://www.caa.go.jp/seikatsu/koueki/chosa-kenkyu/files/h20minkan-chosa.pdf>

6. 回答事業者の属性

* 上段：事業者数（社）、下段：構成比（%）

（1）従業員数

調査年度	計	5人以下	6~20人	21~50人	51~100人	101~300人	301~1000人	1001~3000人	3001~5000人	5000人超	無回答
平成24	3624 100.0	241 6.7	247 6.8	159 4.4	659 18.2	896 24.7	793 21.9	330 9.1	112 3.1	166 4.6	21 0.6
平成22 (参考)	5642 100.0	464 8.2	404 7.2	295 5.2	978 17.3	1410 25.0	1054 18.7	627 11.1	170 3.0	240 4.3	-
平成20 (参考)	4996 100.0	291 5.8	371 7.4	236 4.7	660 13.2	1315 26.3	1181 23.6	568 11.4	165 3.3	209 4.2	-

（2）業種

調査年度	計	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信・運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	サービス業	その他	無回答
平成24	3624 100.0	341 9.4	832 23.0	35 1.0	432 11.9	573 15.8	183 5.0	83 2.3	1005 27.7	120 3.3	20 0.6
平成22 (参考)	5642 100.0	526 9.3	1505 26.7	56 1.0	685 12.1	969 17.2	235 4.2	153 2.7	1485 26.3	28 0.5	-
平成20 (参考)	4996 100.0	522 10.4	1308 26.2	62 1.2	634 12.7	850 17.0	248 5.0	105 2.1	1236 24.7	31 0.6	-

※業種の区分は、「問 23 業種」の回答を属性分析のために類型化したものである。

建設業

= 建設業

製造業

= 製造業

電気・ガス・熱供給・水道業

= 電気・ガス・熱供給・水道業

情報通信・運輸業

= 情報通信業（放送業除く）、情報サービス業（放送業含む）、運輸業

卸売・小売業

= 卸売業、小売業

金融・保険業

= 金融・保険業

不動産業

= 不動産業

サービス業

= 飲食業、宿泊業、医療・福祉（病院も含む）、教育、学習支援業（学校も含む）、複合サービス業、旅行業、その他サービス業

その他

= 農林・漁業・鉱業、その他

(3) 従業員数・業種

業種	従業員数 調査 年度	計	50人以下	51~ 100人	101~ 300人	301~ 1000人	1001~ 3000人	3000人超	無回答
全体	平成24	3624 100.0	647 17.9	659 18.2	896 24.7	793 21.9	330 9.1	278 7.7	21 0.6
	平成22 (参考)	5642 100.0	1163 20.6	978 17.3	1410 25.0	1054 18.7	627 11.1	410 7.3	-
	平成20 (参考)	4996 100.0	898 18.0	660 13.2	1315 26.3	1181 23.6	568 11.4	374 7.5	-
建設業	平成24	341 100.0	159 46.6	63 18.5	42 12.3	43 12.6	22 6.5	12 3.5	-
	平成22 (参考)	526 100.0	270 51.3	95 18.1	60 11.4	47 8.9	39 7.4	15 2.9	-
	平成20 (参考)	522 100.0	264 50.6	70 13.4	81 15.5	59 11.3	31 5.9	17 3.3	-
製造業	平成24	832 100.0	80 9.6	153 18.4	235 28.2	185 22.2	84 10.1	95 11.4	-
	平成22 (参考)	1505 100.0	163 10.8	280 18.6	415 27.6	316 21.0	195 13.0	136 9.0	-
	平成20 (参考)	1308 100.0	140 10.7	186 14.2	359 27.4	301 23.0	187 14.3	135 10.3	-
電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	平成24	35 100.0	9 25.7	4 11.4	7 20.0	1 2.9	3 8.6	11 31.4	-
	平成22 (参考)	56 100.0	25 44.6	3 5.4	5 8.9	10 17.9	4 7.1	9 16.1	-
	平成20 (参考)	62 100.0	31 50.0	5 8.1	3 4.8	8 12.9	2 3.2	13 21.0	-
情報通信・運輸業	平成24	432 100.0	41 9.5	116 26.9	124 28.7	105 24.3	23 5.3	21 4.9	2 0.5
	平成22 (参考)	685 100.0	98 14.3	148 21.6	213 31.1	124 18.1	66 9.6	36 5.3	-
	平成20 (参考)	634 100.0	67 10.6	95 15.0	204 32.2	163 25.7	64 10.1	41 6.5	-
卸売・小売業	平成24	573 100.0	118 20.6	85 14.8	113 19.7	129 22.5	66 11.5	61 10.6	1 0.2
	平成22 (参考)	969 100.0	274 28.3	160 16.5	196 20.2	182 18.8	85 8.8	72 7.4	-
	平成20 (参考)	850 100.0	196 23.1	106 12.5	209 24.6	199 23.4	86 10.1	54 6.4	-
金融・保険業	平成24	183 100.0	7 3.8	19 10.4	32 17.5	61 33.3	33 18.0	31 16.9	-
	平成22 (参考)	235 100.0	17 7.2	19 8.1	36 15.3	52 22.1	64 27.2	47 20.0	-
	平成20 (参考)	248 100.0	13 5.2	16 6.5	53 21.4	72 29.0	61 24.6	33 13.3	-
不動産業	平成24	83 100.0	46 55.4	9 10.8	13 15.7	12 14.5	1 1.2	2 2.4	-
	平成22 (参考)	153 100.0	86 56.2	15 9.8	22 14.4	21 13.7	5 3.3	4 2.6	-
	平成20 (参考)	105 100.0	44 41.9	14 13.3	23 21.9	14 13.3	7 6.7	3 2.9	-
サービス業	平成24	1005 100.0	148 14.7	182 18.1	303 30.1	244 24.3	92 9.2	34 3.4	2 0.2
	平成22 (参考)	1485 100.0	220 14.8	256 17.2	458 30.8	294 19.8	167 11.2	90 6.1	-
	平成20 (参考)	1236 100.0	136 11.0	166 13.4	376 30.4	354 28.6	126 10.2	78 6.3	-
その他	平成24	120 100.0	37 30.8	28 23.3	25 20.8	13 10.8	6 5.0	11 9.2	-
	平成22 (参考)	28 100.0	10 35.7	2 7.1	5 17.9	8 28.6	2 7.1	1 3.6	-
	平成20 (参考)	31 100.0	7 22.6	2 6.5	7 22.6	11 35.5	4 12.9	-	-
無回答	平成24	20 100.0	2 10.0	-	2 10.0	-	-	-	16 80.0

(4) 資本金³⁾

調査年度	計	5000万円以下	5000万円超～1億円	1億円超～3億円	3億円超	該当しない	無回答
平成24	2955 100.0	1218 41.2	387 13.1	213 7.2	1126 38.1	- -	11 0.4
平成22 (参考)	5642 100.0	2382 42.2	658 11.7	348 6.2	2104 37.3	27 0.5	123 2.2
平成20 (参考)	4996 100.0	2007 40.2	681 13.6	342 6.8	1883 37.7	83 1.7	- -

(5) 大会社⁴⁾ 該当

調査年度	計	該当する	該当しない	無回答
平成24	2955 100.0	1008 34.1	1924 65.1	23 0.8
平成22 (参考)	5642 100.0	1713 30.4	3852 68.3	77 1.4
平成20 (参考)	4996 100.0	1562 31.3	3362 67.3	72 1.4

(6) 地域⁵⁾

調査年度	計	北海道・東北地区	関東地区	北陸・東山・東海地区	近畿地区	中国・四国地区	九州地区	不明
平成24	3624 100.0	339 9.4	1468 40.5	662 18.3	555 15.3	306 8.4	294 8.1	- -
平成22 (参考)	5642 100.0	532 9.4	2330 41.3	1054 18.7	895 15.9	414 7.3	404 7.2	13 0.2
平成20 (参考)	4996 100.0	428 8.6	2228 44.6	791 15.8	758 15.2	329 6.6	322 6.4	140 2.8

※地区の分類は以下の通りである。

北海道地区	= 北海道	(1 道)
東北地区	= 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	(6 県)
関東地区	= 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	(1 都 6 県)
北陸地区	= 新潟県、富山県、石川県、福井県	(4 県)
東山地区	= 山梨県、長野県、岐阜県	(3 県)
東海地区	= 静岡県、愛知県、三重県	(3 県)
近畿地区	= 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	(2 府 4 県)
中国地区	= 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	(5 県)
四国地区	= 徳島県、香川県、愛媛県、高知県	(4 県)
九州地区	= 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	(8 県)

³⁾ 平成24年度は、株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、有限会社のみを集計している。

⁴⁾ 会社法上の大会社（資本金5億円以上又は負債総額200億円以上）を意味する。平成24年度は、株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、有限会社のみを集計している。

⁵⁾ 郵送調査の進行管理のために調査票に付した整理番号で回答事業者の地域を集計している。

〔本報告書を読む際の注意〕

(1) 回答率について

- ・ n は質問に対する回答事業者数で、100%が何事業者の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。なお、特に数字を示していない場合は $n = 3,624$ (有効回収数) である。
- ・ 原則として% (パーセンテージ・百分率) で表記しており、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記している。回答率を合算する場合、実数から改めて割合を算出するため、本文中に表記された数値の合計に一致しないものもある。
- ・ 回答事業者がないものは、図表中で「-」と表記している。

(2) 単数回答について

- ・ 1つだけ回答する質問 (単数回答) であっても、四捨五入を行っていることにより、回答率の合計が 100.0% とならない質問がある。

(3) 複数回答について

- ・ 2つ以上の回答をしてもよい質問 (複数回答) の場合、通常その回答率の合計は 100.0% を超える。

(4) 質問文や選択肢の表記について

- ・ 本文、図表中の選択肢の表現は、選択肢が長いため一部省略されているものがある。

(5) 標本誤差及び無回答誤差について

- ・ 調査標本は上場事業者及び特定の割付で抽出した非上場事業者であるため、日本の全事業所を代表する標本抽出設計となっていない。
- ・ 標本誤差は回答事業者数 (n) と得られた結果の比率によって異なるが、参考までに、単純任意抽出法 (無作為抽出) の場合の誤差 (95%は信頼できる誤差の範囲) を示すと下表のとおりとなる。なお、無回答誤差や対象者の回答間違いなどの計算不能な非標本誤差もあるため、留意が必要である。

各回答の 比率 n	10% (又は90%)	20% (又は80%)	30% (又は70%)	40% (又は60%)	50%
1,500	±1.5	±2.0	±2.3	±2.5	±2.5
1,000	±1.9	±2.5	±2.8	±3.0	±3.1
500	±2.6	±3.5	±4.0	±4.3	±4.4
300	±3.4	±4.5	±5.2	±5.5	±5.7
100	±5.9	±7.8	±9.0	±9.6	±9.8

(6) 調査結果の解説について

- ・ 該当数が 100 未満など少ない場合には、原則として分析を控えている。

Ⅱ 調査結果

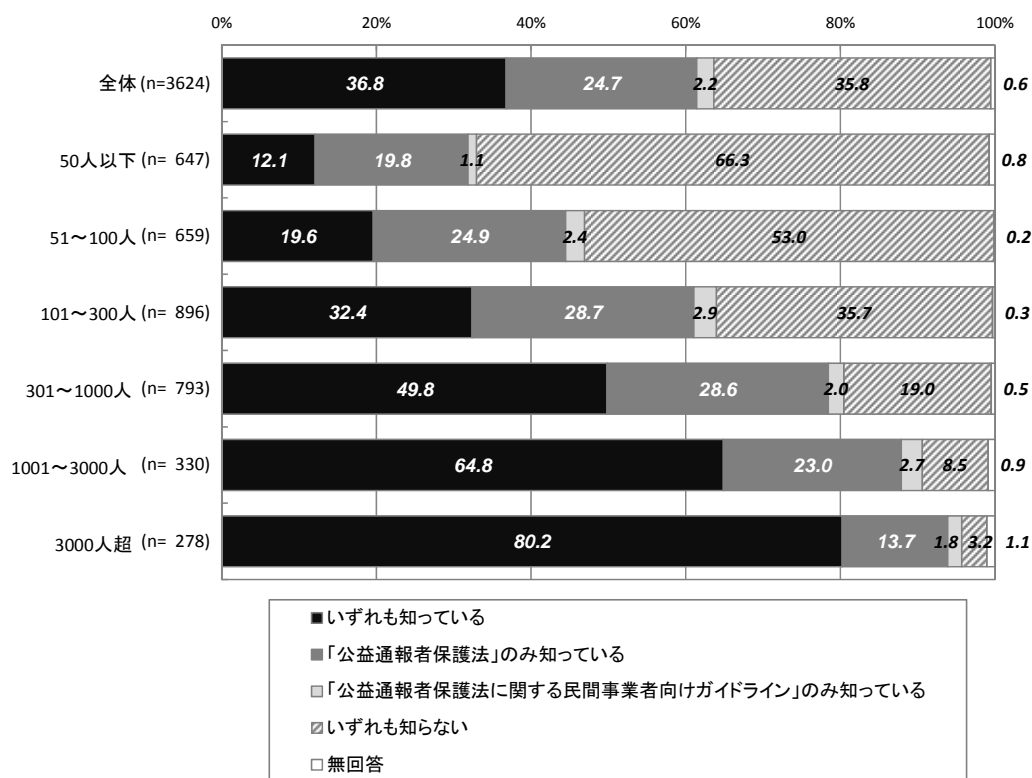
1. 法及びガイドラインの認知状況

(1) 法及びガイドラインの認知度

「法」及び「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を「いずれも知っている」事業者は36.8%、「法のみ知っている」は24.7%、「ガイドラインのみ知っている」は2.2%であった。「いずれも知らない」は35.8%であった。

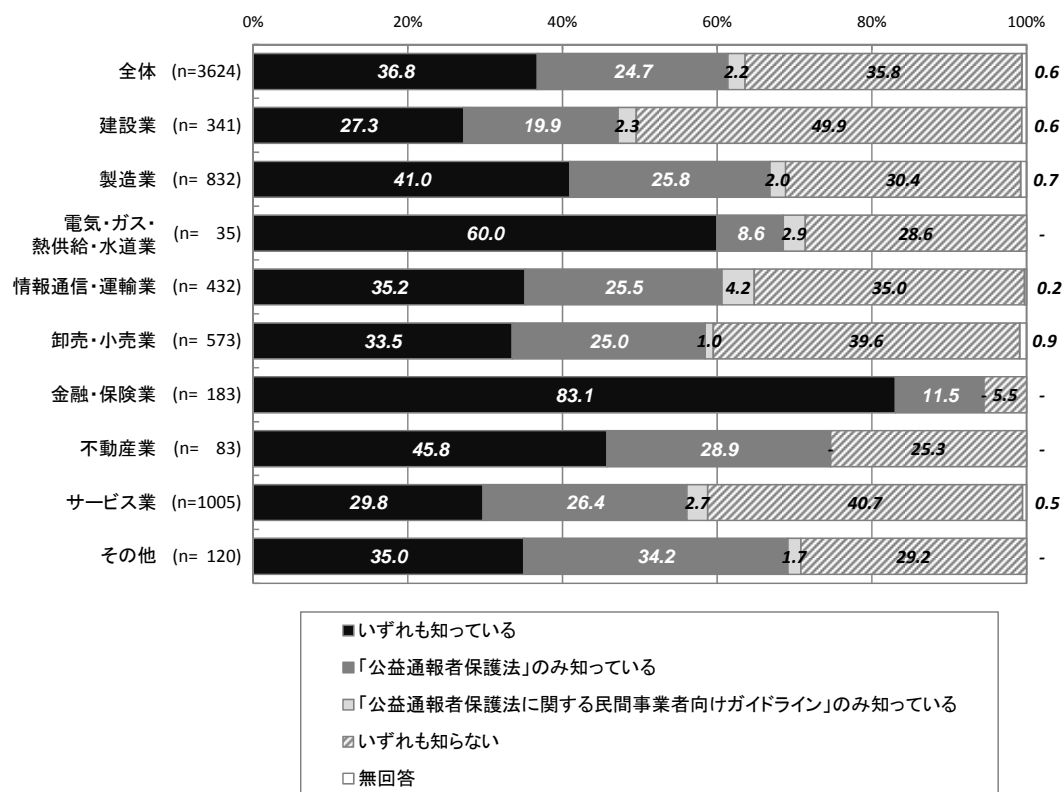
従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「いずれも知っている」の割合が高く、“50人以下”では「いずれも知っている」が12.1%であるのに対し、“3000人超”では8割を超えている（80.2%）。

図表 1 法及びガイドラインの認知度（単一回答）／全体、従業員数別



業種別にみると、「いずれも知っている」は、「金融・保険業」で83.1%と全体と比較して高くなっている。一方、「いずれも知らない」は、「建設業」で49.9%と全体と比較して高くなっている。

図表 2 法及びガイドラインの認知度（単一回答）／業種別

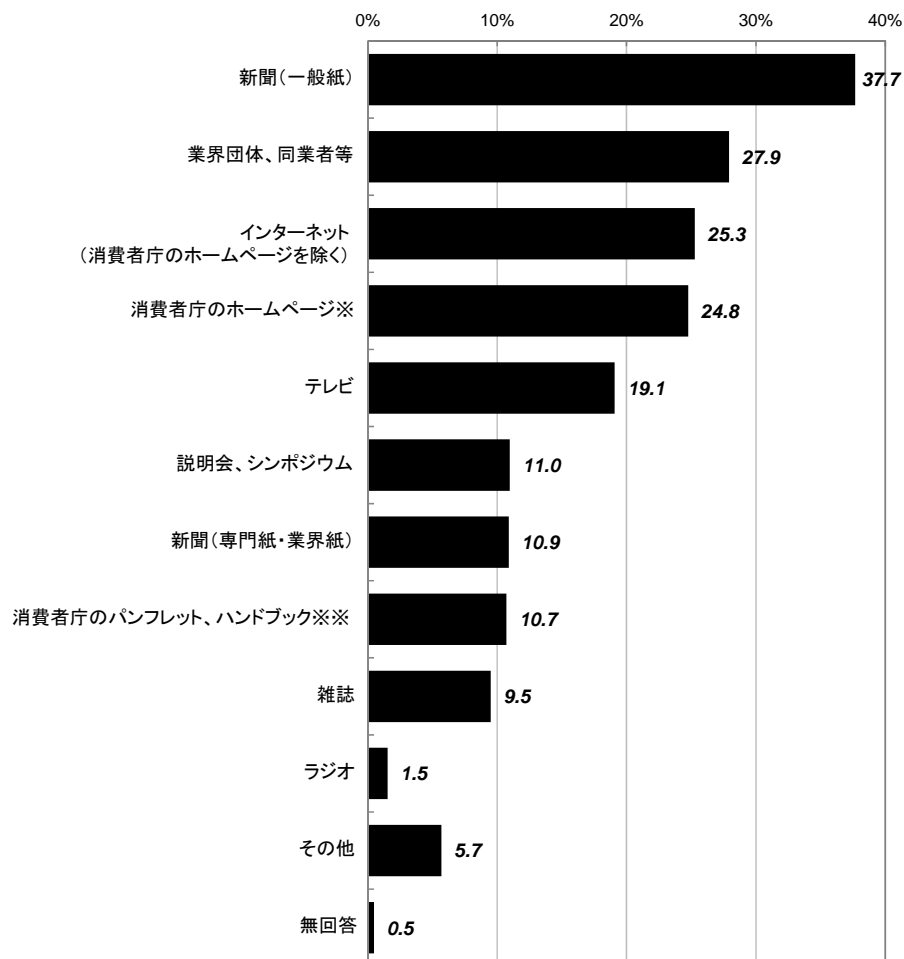


(2) 法及びガイドラインの認知媒体

法、またはガイドラインのいずれかを「知っている」と回答した事業者 (n=2,306) に対して、どの媒体から知ったかを尋ねた。

「新聞 (一般紙)」が 37.7% で最も高く、次いで、「業界団体、同業者等」(27.9%)、「インターネット」(25.3%)、「消費者庁のホームページ」(24.8%) と続く。

図表 3 法及びガイドラインの認知媒体 (複数回答) / 全体



(n=2306)

※公益通報者保護制度に関する平成 21 年 8 月以前の内閣府のホームページを含む

※※平成 21 年 8 月以前の内閣府のものを含む

○その他の主な内容 (従業員数、業種、本社所在地)

- 親会社・グループ会社からの情報や指導
 - 親会社からの情報 (101 人～300 人、製造業、関東地方)
- 社内制度導入時や社内資料・上司などからの説明
 - 内部統制制度導入に伴い (1,001 人～3,000 人、その他、中国・四国地方)
 - 研修会、対応検討会ほか社内の啓発の場 (1,001 人～3,000 人、製造業、関東地方)
- 行政機関の通知や指導
 - 主務官庁の指導 (101 人～300 人、電気・ガス・熱供給・水道業、関東地方)
- 社外セミナー・講座
 - 企業向けセミナー (3,001 人～5,000 人、製造業、関東地方)

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど、「消費者庁のホームページ」、「消費者庁のパンフレット、ハンドブック」、「説明会、シンポジウム」の割合が高い傾向がみられる。一方、従業員数の少ない事業者ほど「新聞（一般紙）」、「テレビ」の割合が高い傾向がみられる。

図表 4 法及びガイドラインの認知媒体（複数回答）／従業員数別

		(%)												
	n	新聞（一般紙）	業界団体、同業者等	インターネットのホームページ（消費者庁を除く）	消費者庁のホームページ	テレビ	説明会、シンポジウム	新聞（専門紙・業界紙）	消費者庁のパンフレット、ハンドブック	雑誌	ラジオ	その他	無回答	
全体	2306	37.7	27.9	25.3	24.8	19.1	11.0	10.9	10.7	9.5	1.5	5.7	0.5	
従業員数	50人以下	213	50.7	16.4	13.6	13.1	36.6	2.3	11.3	3.8	4.7	2.8	3.3	0.5
	51～100人	309	45.0	21.4	20.1	12.6	27.2	5.5	10.7	6.8	7.8	2.6	4.2	-
	101～300人	573	38.6	24.6	24.8	16.8	22.3	9.8	8.4	10.8	7.0	1.7	6.1	1.0
	301～1000人	638	32.8	35.0	27.6	24.0	14.1	9.7	11.4	10.8	8.6	0.9	5.6	0.6
	1001～3000人	299	36.1	28.8	30.4	37.8	12.4	15.1	12.7	10.4	14.0	1.0	8.0	-
	3000人超	266	31.2	34.6	30.5	53.0	7.9	25.6	13.2	21.1	17.7	0.4	6.0	-

業種別にみると、「金融・保険業」では「業界団体、同業者等」（66.5%）、「消費者庁のホームページ」（36.4%）の割合が全体と比較して高くなっている。

図表 5 法及びガイドラインの認知媒体（複数回答）／業種別

		(%)												
	n	新聞（一般紙）	業界団体、同業者等	インターネットのホームページ（消費者庁を除く）	消費者庁のホームページ	テレビ	説明会、シンポジウム	新聞（専門紙・業界紙）	消費者庁のパンフレット、ハンドブック	雑誌	ラジオ	その他	不明	
全体	2306	37.7	27.9	25.3	24.8	19.1	11.0	10.9	10.7	9.5	1.5	5.7	0.5	
業種	建設業	169	42.0	29.0	18.3	20.7	22.5	5.3	13.6	10.1	6.5	1.8	3.0	0.6
	製造業	573	36.3	27.2	27.7	26.9	15.7	14.7	11.5	13.8	15.0	1.6	6.8	0.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	25	32.0	36.0	24.0	40.0	20.0	20.0	12.0	16.0	20.0	4.0	12.0	-
	情報通信・運輸業	280	37.5	21.4	30.4	26.4	20.0	10.7	10.0	7.1	10.0	1.1	6.1	0.4
	卸売・小売業	341	36.7	28.4	27.3	24.6	17.9	12.3	13.2	11.7	6.5	1.2	4.4	0.9
	金融・保険業	173	22.5	66.5	14.5	36.4	6.9	12.7	14.5	11.0	10.4	0.6	4.6	-
	不動産業	62	48.4	19.4	24.2	17.7	16.1	3.2	8.1	11.3	8.1	-	6.5	-
	サービス業	591	42.3	21.3	25.0	20.0	25.2	8.0	8.0	9.3	6.3	2.0	5.9	0.2
	その他	85	36.5	22.4	23.5	24.7	20.0	14.1	10.6	7.1	7.1	2.4	5.9	-

法及びガイドラインの認知度別にみると、“いずれも知っている”と回答した事業者は「消費者庁のホームページ」(36.8%)の割合が全体と比較して高くなっている。一方、“法は知っている”事業者では「新聞(一般紙)」(49.1%)、「テレビ」(31.5%)の割合が高くなっている。

図表 6 法及びガイドラインの認知媒体(複数回答)／法及びガイドラインの認知度別

		(%)												
		n	新聞(一般紙)	業界団体、同業者等	インターネットのホームページ(消費者庁を除く)	消費者庁のホームページ	テレビ	説明会、シンポジウム	新聞(専門紙・業界紙)	消費者庁のパンフレット、ハンドブック	雑誌	ラジオ	その他	不明
	全体	2306	37.7	27.9	25.3	24.8	19.1	11.0	10.9	10.7	9.5	1.5	5.7	0.5
認知度	いずれも知っている	1332	30.4	33.8	28.8	36.8	11.1	13.6	11.3	14.7	10.4	1.1	5.9	0.2
	法は知っている	894	49.1	19.0	19.4	7.5	31.5	6.9	10.5	3.9	8.4	2.2	5.3	0.9
	ガイドラインは知っている	80	31.3	30.0	32.5	17.5	12.5	12.5	7.5	20.0	6.3	1.3	7.5	-

2. 内部通報制度の導入状況

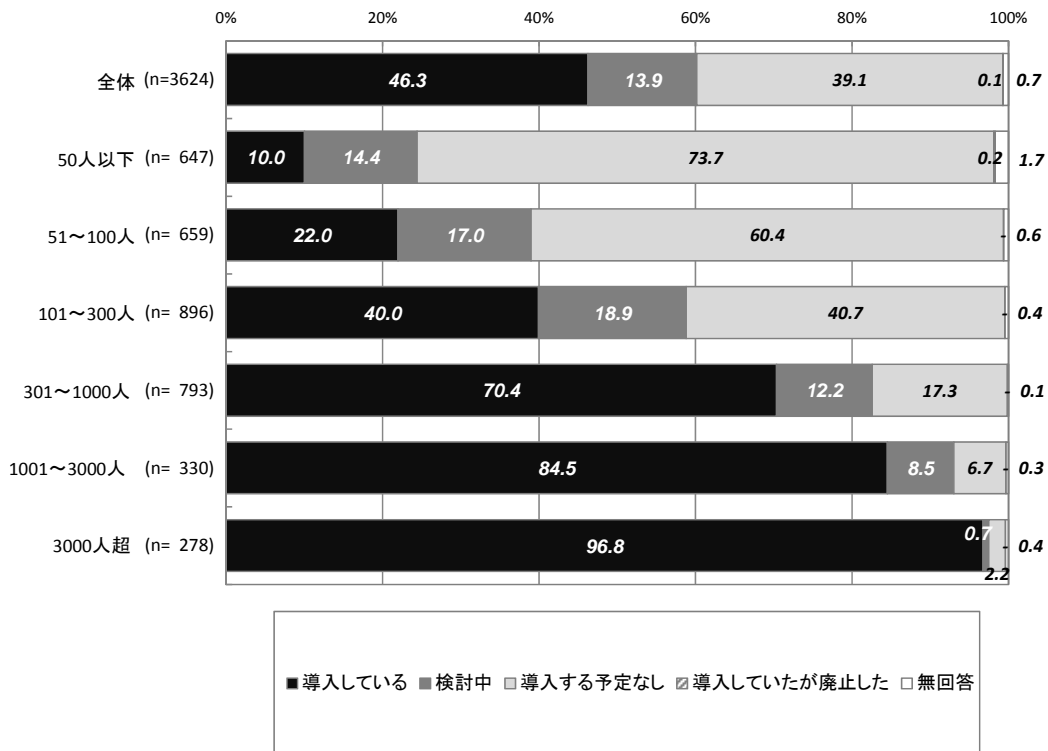
(1) 内部通報制度の導入有無

内部通報制度（※）を「導入している」事業者は全体の46.3%、「検討中」は13.9%、「導入する予定なし」は39.1%であった。「導入していたが廃止した」は0.1%（2事業者）であった。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど、内部通報制度を「導入している」割合が高い。1,000人を超える事業者では8割超が「導入している」一方、“50人以下”では「導入している」が約1割（10.0%）であり、今後も「導入する予定なし」とする事業者は7割を超えている（73.7%）。

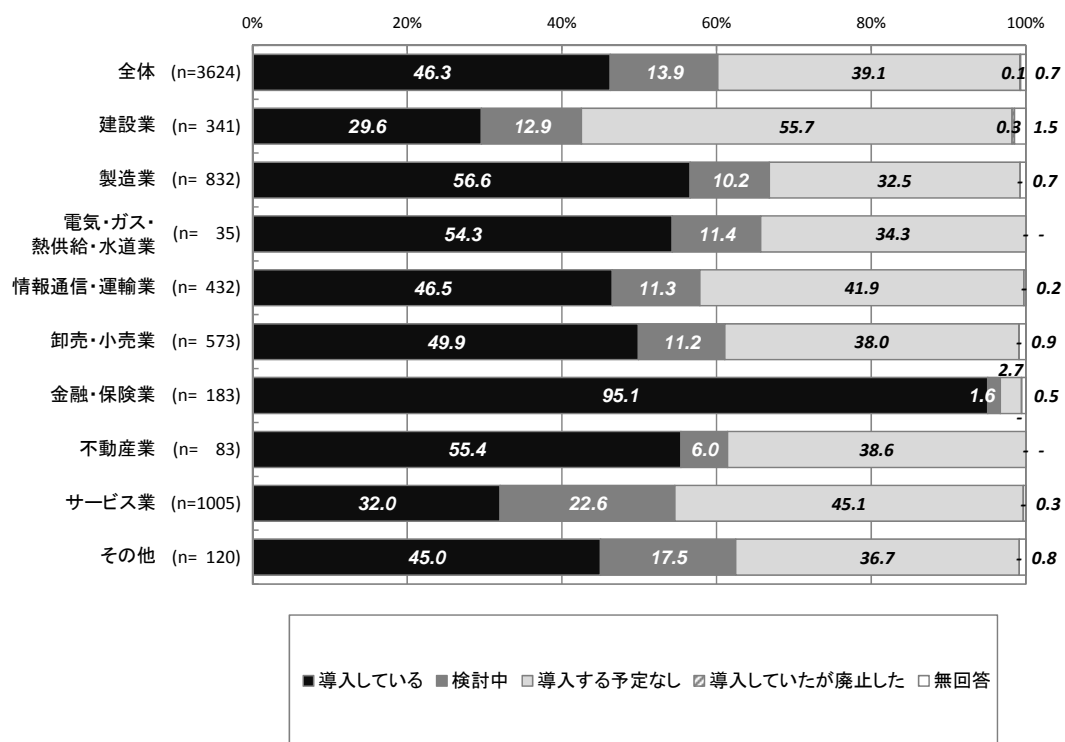
（※）本調査でいう「内部通報制度」とは、企業等において、法令違反や不正行為等の発生又はそのおそれのある場合に、そのような状況を知る従業員等の通報を受け付け、通報に対して適切に対応する仕組みのことを意味する。

図表 7 内部通報制度の導入有無（単一回答）／全体、従業員数別



業種別にみると、「導入している」は“金融・保険業”で95.1%と全体と比較して高い。一方、「導入する予定なし」は“建設業”で全体と比較して高い（55.7%）。

図表 8 内部通報制度の導入有無（単一回答）／業種別



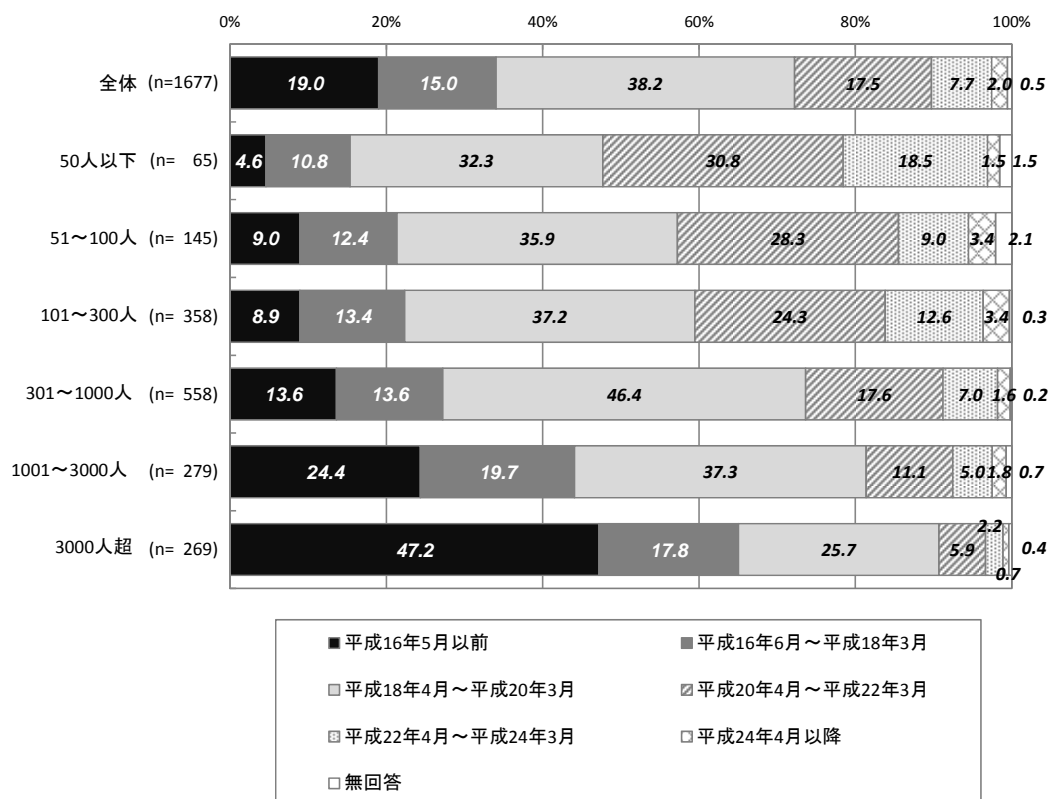
(2) 内部通報制度の導入時期

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者 (n=1,677) に対し、内部通報制度をいつ導入したのかを、法成立前の「平成 16 年 5 月以前」、成立後施行前の「平成 16 年 6 月～平成 18 年 3 月」、施行後 2 年間の「平成 18 年 4 月～平成 20 年 3 月」、施行後 3～4 年目の「平成 20 年 4 月～平成 22 年 3 月」、施行後 5～6 年目の「平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月」、施行後 7 年目以降の「平成 24 年 4 月以降」に区分して尋ねた。

施行後 2 年間の「平成 18 年 4 月～平成 20 年 3 月」が 38.2%と最も高かった。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど、法施行前に導入した割合が高い傾向がみられ、“3000 人超”では、法成立前の「平成 16 年 5 月以前」が 47.2%と最も高い。

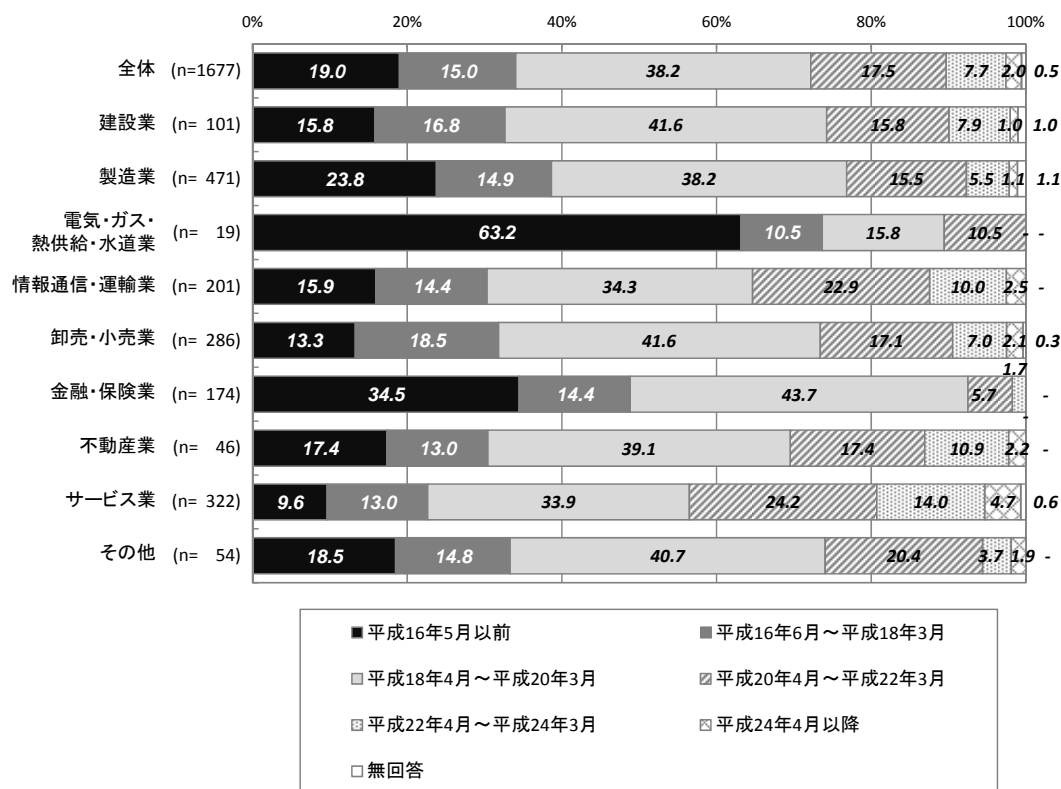
図表 9 内部通報制度の導入時期 (単一回答) / 全体、従業員数別



業種別にみると、“電気・ガス・熱供給・水道業”と“金融・保険業”では、法成立前に導入した割合が高い（それぞれ63.2%、34.5%）。

他方、“サービス業”では法施行後（平成18年4月以降）に導入した割合が全体と比較して高く、7割以上を占める（76.7%）。

図表 10 内部通報制度の導入時期（単一回答）／業種別

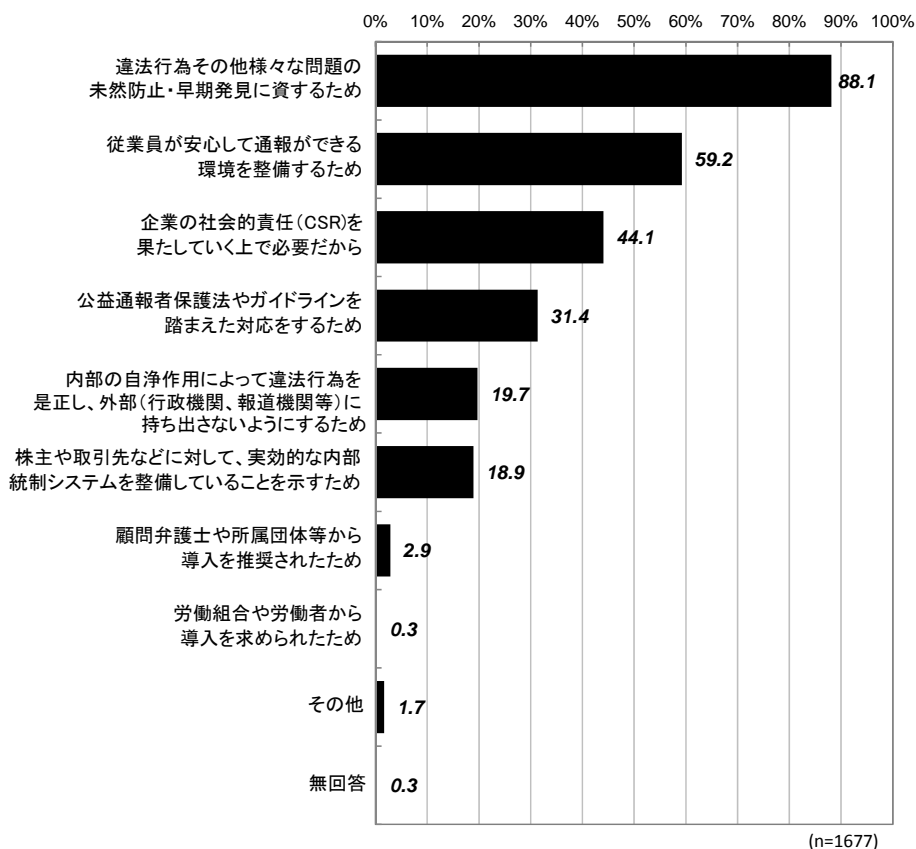


(3) 内部通報制度を導入した目的・理由

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者 (n=1,677) に対し、内部通報制度を導入した目的・理由について尋ねた。

「違法行為その他様々な問題の未然防止・早期発見に資するため」が 88.1%と最も高かった。次いで、「従業員が安心して通報ができる環境を整備するため」(59.2%)、「企業の社会的責任 (CSR) を果たしていく上で必要だから」(44.1%) と続いている。

図表 11 内部通報制度を導入した目的・理由 (複数回答) / 全体



○その他の主な内容 (従業員数、業種、本社所在地)

- 親会社・本社からの要望
 - 親会社がグループとして内部通報制度を運用しているため (51 人～100 人、運輸業、関東地方)
 - グループ本社の意向 (51 人～100 人、卸売業、関東地方)
- 関係法や外部評価などで必要だったため
 - J-SOX の内部統制に対して導入 (101 人～300 人、卸売業、関東地方)
 - 上場審査に必要であったため (101 人～300 人、製造業、関東地方)
- 社内環境・社員意識の向上のため
 - 従業員のコンプライアンス意識醸成 (1,001 人～3,000 人、その他サービス業、関東地方)
 - 社内の不正行為を容易に行い難い社内風土を育成すること (1,001 人～3,000 人、製造業、近畿地方)

従業員数別にみると、いずれの従業員数区分でも「違法行為その他様々な問題の未然防止・早期発見に資するため」が最も高い。“3000人超”では「内部の自浄作用によって違法行為を是正し、外部（行政機関、報道機関等）に持ち出さないようにするため」（36.4%）の割合が全体と比較して高くなっている。

図表 12 内部通報制度を導入した目的・理由（複数回答）／従業員数別

		(%)													
	n	止 違法 行為 早期 発見 に 資 す る た め	を 整 備 す る た め	企 業 の 社 会 的 責 任 （ C S R ） を 果 た し て い く 上 で 必 要 だ か ら	踏 ま え た 対 応 を す る た め	公 益 通 報 者 保 護 法 や ガ イ ド ラ イ ン を	等 （ ） に 持 ち 出 さ な い よ う に す る た め	内 部 の 自 浄 作 用 に よ っ て 違 法 行 為 を	こ と を 示 す た め	株 主 や 取 引 先 な ど に 対 し て 、 実 効 的	推 奨 さ れ た た め	顧 問 弁 護 士 や 所 属 団 体 等 か ら 導 入 を	れ た 組 合 や 労 働 者 か ら 導 入 を 求 め ら	そ の 他	無 回 答
全体	1677	88.1	59.2	44.1	31.4	19.7	18.9	2.9	0.3	1.7	0.3				
従業員数	50人以下	65	70.8	50.8	38.5	27.7	16.9	27.7	-	1.5	3.1	1.5			
	51～100人	145	78.6	46.9	44.8	31.0	17.2	24.1	8.3	-	4.1	0.7			
	101～300人	358	88.0	62.6	49.4	23.5	10.3	20.9	3.6	-	1.4	0.3			
	301～1000人	558	90.3	62.0	43.9	32.6	17.2	18.1	3.2	0.4	1.4	-			
	1001～3000人	279	88.2	59.1	40.1	35.5	22.6	15.8	1.4	0.7	2.5	0.7			
	3000人超	269	92.9	57.6	42.4	36.4	36.4	16.4	0.4	-	-	-			

業種別にみると、いずれの業種区分でも「違法行為その他様々な問題の未然防止・早期発見に資するため」が最も高い。“金融・保険業”では、「公益通報者保護法やガイドラインを踏まえた対応をするため」（50.0%）の割合が他業種と比較して高い傾向がみられる一方、「企業の社会的責任（CSR）を果たしていく上で必要だから」（25.3%）の割合が低くなっている。

図表 13 内部通報制度を導入した目的・理由（複数回答）／業種別

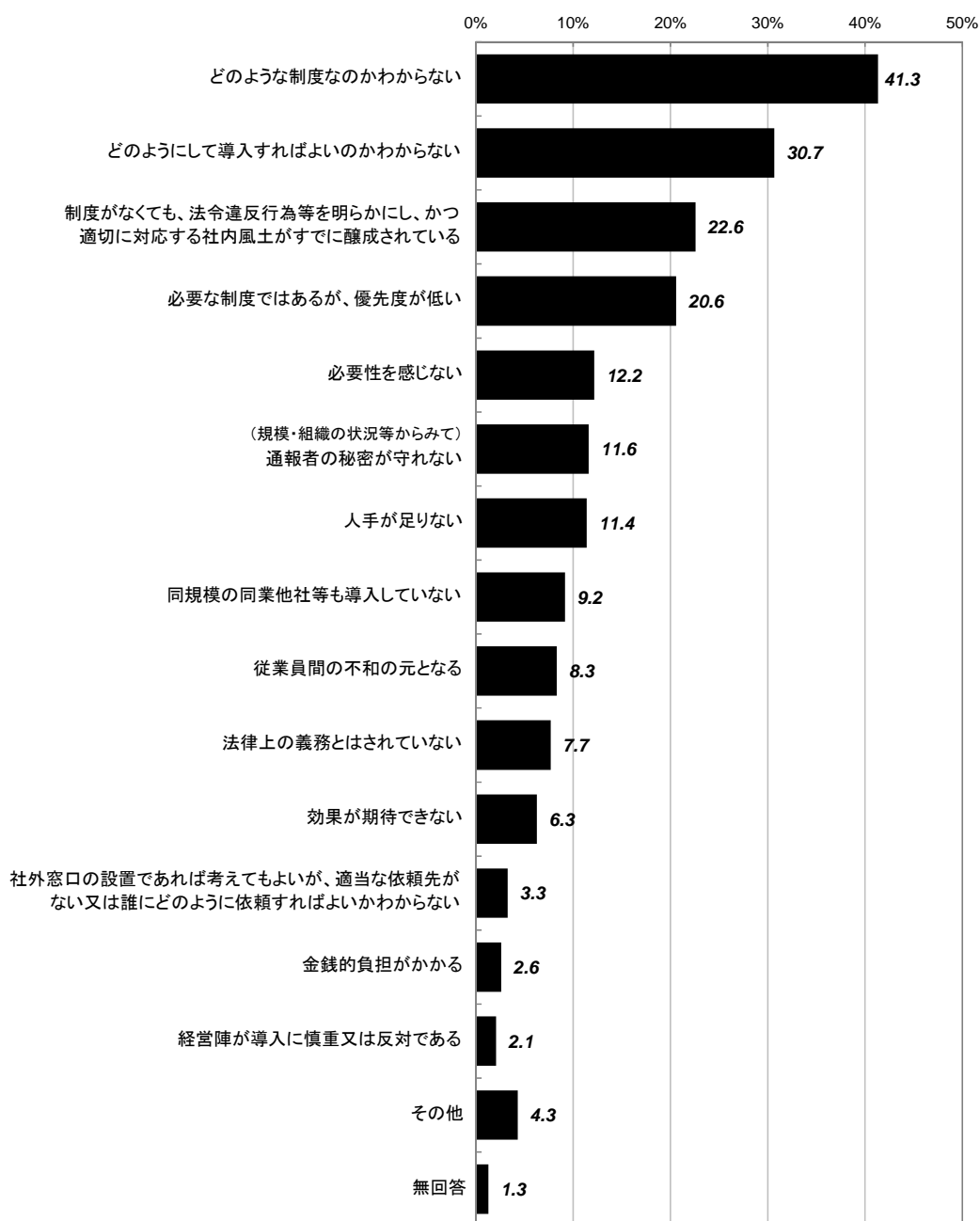
		(%)													
	n	止 違法 行為 早期 発見 に 資 す る た め	を 整 備 す る た め	企 業 の 社 会 的 責 任 （ C S R ） を 果 た し て い く 上 で 必 要 だ か ら	踏 ま え た 対 応 を す る た め	公 益 通 報 者 保 護 法 や ガ イ ド ラ イ ン を	等 （ ） に 持 ち 出 さ な い よ う に す る た め	内 部 の 自 浄 作 用 に よ っ て 違 法 行 為 を	こ と を 示 す た め	株 主 や 取 引 先 な ど に 対 し て 、 実 効 的	推 奨 さ れ た た め	顧 問 弁 護 士 や 所 属 団 体 等 か ら 導 入 を	れ た 組 合 や 労 働 者 か ら 導 入 を 求 め ら	そ の 他	無 回 答
全体	1677	88.1	59.2	44.1	31.4	19.7	18.9	2.9	0.3	1.7	0.3				
業種	建設業	101	83.2	54.5	44.6	41.6	15.8	20.8	3.0	-	4.0	1.0			
	製造業	471	89.8	55.2	51.2	24.6	26.1	21.7	2.3	0.4	1.5	0.4			
	電気・ガス・熱供給・水道業	19	94.7	52.6	47.4	26.3	42.1	21.1	-	-	-	-			
	情報通信・運輸業	201	87.6	60.2	43.3	33.3	17.4	21.4	2.5	0.5	1.5	-			
	卸売・小売業	286	84.6	64.3	47.9	25.5	16.4	21.7	2.4	0.7	1.4	0.3			
	金融・保険業	174	98.3	66.1	25.3	50.0	21.3	5.2	3.4	-	-	-			
	不動産業	46	76.1	50.0	45.7	43.5	15.2	32.6	2.2	-	2.2	-			
	サービス業	322	85.4	58.7	40.4	30.1	15.8	16.1	4.0	-	2.8	0.3			
	その他	54	94.4	63.0	44.4	35.2	11.1	16.7	3.7	-	-	-			

(4) 内部通報制度を導入していない理由

内部通報制度を「検討中」「導入する予定なし」「導入していたが廃止した」と回答した事業者 (n=1,923) に対し、その理由を尋ねた。

「どのような制度なのかわからない」が41.3%で最も高く、次いで「どのようにして導入すればよいかわからない」(30.7%)、「制度がなくても、法令違反行為等を明らかにし、かつ適切に対応する社内風土がすでに醸成されている」(22.6%)、「必要な制度ではあるが、優先度が低い」(20.6%)と続く。

図表 14 内部通報制度を導入していない理由（複数回答）／全体



(n=1923)

○「必要性を感じない」主な具体的理由（従業員数、業種、本社所在地）

- 従業員が少ないため
 - 従業員等が少ないため（5人以下、小売業、近畿地方）
- 制度を設けなくても対応が可能のため
 - 問題点や不平不満等はその都度話し合いとなる（6人～20人、建設業、北海道地方）
 - 発生対応にて処理できていると思っている（101人～300人、製造業、中部地方）
- 同様の制度がある・親会社に制度があるため
 - 親会社での窓口がある（51人～100人、運輸業、中国・四国地方）
- 問題が発生しないため
 - 仕事の性質上、法令違反行為そのものが想定しにくい（101人～300人、医療・福祉、関東地方）
- その他
 - 社内がぎすぎすする。信頼感がなくなる（21人～50人、製造業、関東地方）
 - 導入の社会的機運がまだない（1,001人～3,000人、その他サービス業、中部地方）

○その他の主な内容（従業員数、業種、本社所在地）

- 他の制度で対応している
 - 人事部が窓口となって対処している（301人～1,000人、運輸業、九州・沖縄地方）
 - 社内において社員アンケートシステムを導入しているため（301人～1,000人、建設業、九州・沖縄地方）
- 従業員数が少ない
 - 規模が小さい（6人～20人、医療・福祉、中国・四国地方）
- 検討中
 - 現在、制度の導入に向けて内部規程案を作成中である（1,001人～3,000人、教育・学習支援業、近畿地方）
- 制度を導入しなくても問題ない
 - 口伝いで情報が上がってくる（101人～300人、小売業、中国・四国地方）
- その他
 - 本部組織が十分に整備されていない（301人～1,000人、小売業、中国・四国地方）
 - 誤解によるケースが多発する可能性あり（101人～300人、医療・福祉、近畿地方）
 - 効果があるのかわからない（101人～300人、その他サービス業、近畿地方）

従業員数別にみると、従業員数の少ない事業者ほど、「どのような制度なのかわからない」の割合が高い傾向がみられ、“50人以下”の事業者では約5割(51.0%)と他の従業員数区分と比較して高くなっている。また、“50人以下”の事業者では、「必要性を感じない」の割合が20.0%と全体と比較して高い。一方、“301~1000人”、“1001~3000人”の事業者では「必要な制度ではあるが、優先度が低い」が約3割となっており(それぞれ33.8%、34.0%)、300人未満の事業者と比較して高い傾向がみられる。

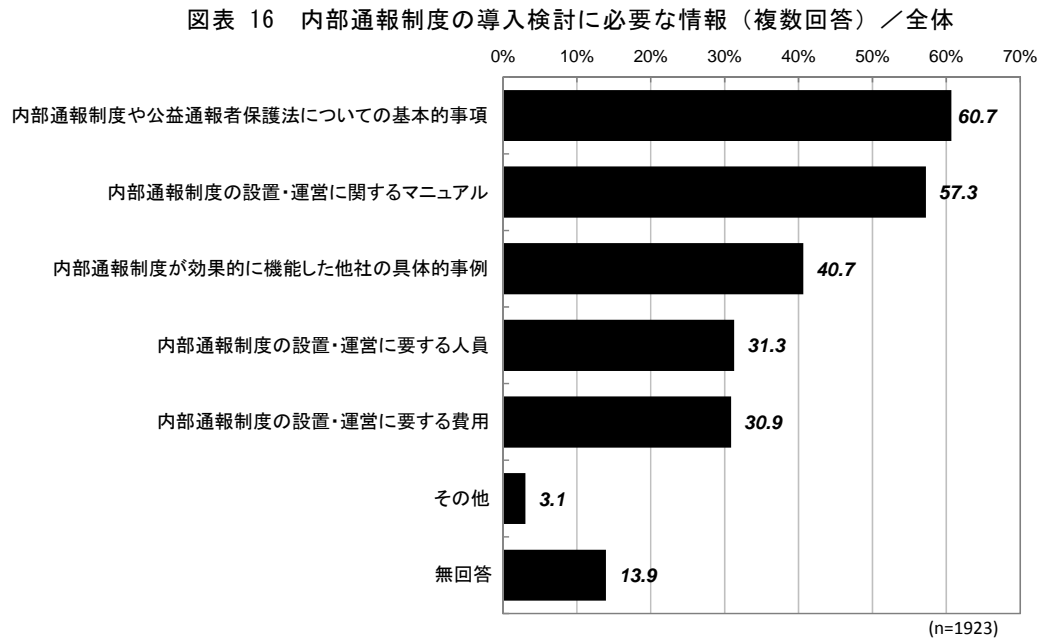
図表 15 内部通報制度を導入していない理由(複数回答)／従業員数別

		(%)																
		どのような制度なのかわからない	どのような理由で導入すればよいかわからない	制度がなくても、法令違反行為等が明らかになり、かつ適切に対応する社内風土がすでに醸成されている	必要な制度ではあるが、優先度が低い	必要性を感じない	者(規模・組織の状況等からみて)通報の秘密が守れない	人手が足りない	同規模の同業他社等も導入していない	従業員間の不和の元となる	法律上の義務とはされていない	効果が期待できない	社外窓口の設置であれば考えてもよいが、適当な依頼先がないか又は誰にどのよう依頼すればよいかわからない	金銭的負担がかかる	経営陣が導入に慎重又は反対である	その他	無回答	
		n																
	全体	1923	41.3	30.7	22.6	20.6	12.2	11.6	11.4	9.2	8.3	7.7	6.3	3.3	2.6	2.1	4.3	1.3
従業員数	50人以下	571	51.0	28.7	17.9	14.7	20.0	8.1	11.6	8.1	5.8	4.2	5.1	1.2	3.5	0.7	4.4	2.5
	51~100人	510	44.7	32.7	20.2	18.8	11.6	14.5	9.6	11.4	10.2	9.0	6.3	4.1	2.0	2.9	1.8	0.8
	101~300人	534	33.7	32.8	28.1	22.3	7.3	13.9	11.8	9.4	9.6	9.0	7.1	3.6	1.9	2.1	5.4	0.6
	301~1000人	234	33.3	29.9	23.5	33.8	6.8	8.5	12.0	7.3	7.3	10.7	6.4	5.1	3.8	3.8	5.6	1.3
	1001~3000人	50	20.0	14.0	34.0	34.0	8.0	12.0	22.0	6.0	10.0	6.0	14.0	4.0	2.0	2.0	10.0	-
	3000人超	8	-	12.5	75.0	-	-	25.0	12.5	-	-	12.5	-	12.5	-	-	-	-

(5) 内部通報制度の導入検討に必要な情報

内部通報制度を「検討中」「導入する予定なし」「導入していたが廃止した」と回答した事業者（n=1,923）に対し、導入を検討するに当たってどのような情報が必要となるかを尋ねた。

「内部通報制度や公益通報者保護法についての基本的事項」が60.7%と最も高く、「内部通報制度の設置・運営に関するマニュアル」が57.3%と同程度で続く。次いで、「内部通報制度が効果的に機能した他社の具体的事例」（40.7%）が続く。



○その他の主な内容（従業員数、業種、本社所在地）

- 同業種他社(法人)の状況（101人～300人、教育・学習支援業、東北地方）
- 社会、地域、経営者、労働者ともにウィンウィンの関係を作ることが重要（101人～300人、教育・学習支援業、東北地方）
- 各々の事業に適したマニュアルが必要では（5人以下、建設業、中部地方）

従業員数別にみると、従業員数 100 人以下の事業者では「内部通報制度や公益通報者保護法についての基本的事項」が最も高く（“50 人以下”では 56.0%、“51～100 人”では 64.9%）、従業員数 101 人～3,000 人では、「内部通報制度の設置・運営に関するマニュアル」が最も高くなっている（“101～300 人”では 64.0%、“301～1000 人”では 64.1%、“1001～3000 人”では 76.0%）。

図表 17 内部通報制度の導入検討に必要な情報（複数回答）／従業員数別

(%)

	n	護 内 法 に 通 報 制 度 の 基 本 的 事 項 保	関 内 部 通 報 マ ニ ュ ア ル の 設 置 ・ 運 営 に	し 内 部 通 報 制 度 の 具 体 的 事 例 に 機 能	要 内 部 通 報 制 度 の 設 置 ・ 運 営 に	要 内 部 通 報 費 用 制 度 の 設 置 ・ 運 営 に	そ の 他	無 回 答	
全体	1923	60.7	57.3	40.7	31.3	30.9	3.1	13.9	
従業員数	50人以下	571	56.0	45.2	28.9	26.8	29.2	4.2	23.8
	51～100人	510	64.9	60.0	44.5	35.9	35.3	2.2	10.4
	101～300人	534	61.6	64.0	45.3	29.8	28.3	3.2	10.5
	301～1000人	234	62.0	64.1	48.3	36.8	31.6	2.1	5.1
	1001～3000人	50	68.0	76.0	56.0	36.0	36.0	2.0	6.0
	3000人超	8	37.5	37.5	50.0	-	12.5	-	25.0

法及びガイドラインの認知度別にみると、“いずれも知らない”と回答した事業者では、「内部通報制度や公益通報者保護法についての基本的事項」が約 7 割（67.6%）と全体と比較して高い。

図表 18 内部通報制度の導入検討に必要な情報（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別

(%)

	n	護 内 法 に 通 報 制 度 の 基 本 的 事 項 保	関 内 部 通 報 マ ニ ュ ア ル の 設 置 ・ 運 営 に	し 内 部 通 報 制 度 の 具 体 的 事 例 に 機 能	要 内 部 通 報 制 度 の 設 置 ・ 運 営 に	要 内 部 通 報 費 用 制 度 の 設 置 ・ 運 営 に	そ の 他	無 回 答	
全体	1923	60.7	57.3	40.7	31.3	30.9	3.1	13.9	
認知度	いずれも知っている	269	38.7	64.7	47.2	34.9	28.6	3.7	8.2
	法は知っている	499	57.5	63.5	44.3	29.7	26.9	3.2	9.6
	ガイドラインは知っている	35	54.3	68.6	42.9	45.7	37.1	2.9	5.7
	いずれも知らない	1118	67.6	52.3	37.5	30.7	33.1	2.9	17.5

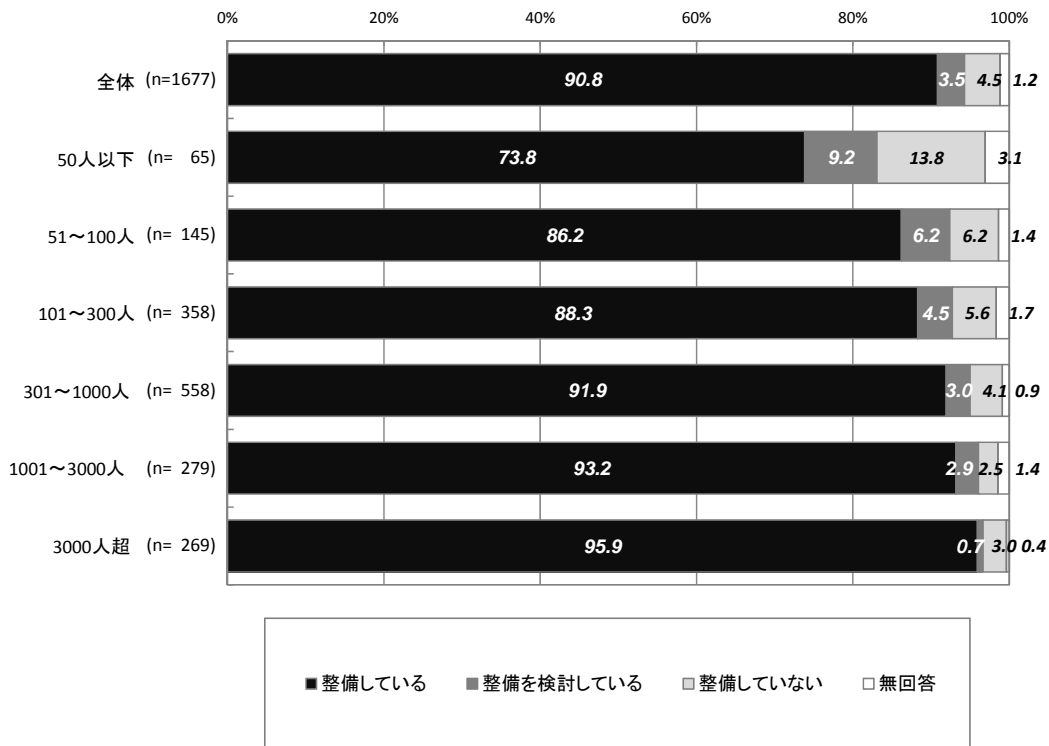
(6) 内部規程の整備状況

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者 (n=1,677) に対し、通報処理の仕組みや通報者の解雇・不利益取扱いの禁止等を定めた内部規程を整備しているかを尋ねた。

「整備している」が9割以上 (90.8%) を占め、「整備を検討している」は 3.5%、「整備していない」は 4.5%であった。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「整備している」割合が高い傾向がみられる。

図表 19 内部規程の整備状況 (単一回答) / 全体、従業員数別

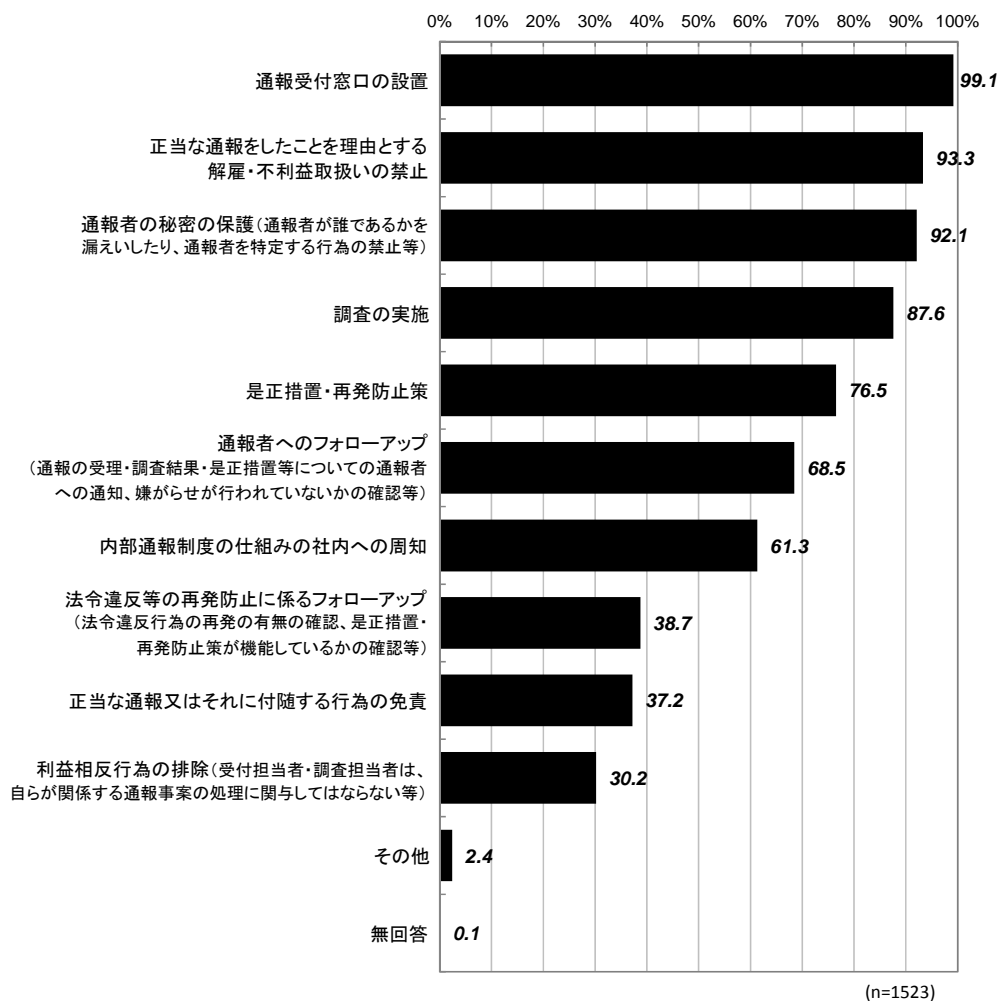


(7) 内部規程の内容

内部規程を「整備している」と回答した事業者 (n=1,523) に対し、内部規程の内容について尋ねた。

「通報受付窓口の設置」が99.1%と最も高かった。次いで、「正当な通報をしたことを理由とする解雇・不利益取扱いの禁止」(93.3%)、「通報者の秘密の保護(通報者が誰であるかを漏えいしたり、通報者を特定する行為の禁止等)」(92.1%)と続く。

図表 20 内部規程の内容(複数回答) / 全体



○その他の主な内容（従業員数、業種、本社所在地）

- 通報の方法
 - 通報対象行為等の例示（3,001人～5,000人、金融・保険業、関東地方）
 - 通報・相談方法、従業員の責務（3,001人～5,000人、不動産業、関東地方）
- 不正目的・虚偽の通報の禁止
 - 不正目的の通報禁止（3,001人～5,000人、製造業、関東地方）
- 調査への協力義務
 - 通報内容の事実関係の調査における協力義務（1,001人～3,000人、製造業、近畿地方）
- その他
 - 内部通報制度および規程の定期的なレビュー（1,001人～3,000人、その他、関東地方）
 - 通報が事実と相違していても、善意であれば通報者の責任は問わない（51人～100人、製造業、関東地方）

従業員数別にみると、いずれの従業員区分においても「通報受付窓口の設置」の割合が最も高い。また、従業員数の多い事業者ほど「調査の実施」、「是正措置・再発防止策」、「通報者へのフォローアップ（通報の受理・調査結果・是正措置等についての通報者への通知、嫌がらせが行われていないかの確認等）」の割合が高い傾向がみられる。

図表 21 内部規程の内容（複数回答）／従業員数別

		(%)											
	n	通報受付窓口の設置	利益取扱いの禁止	正当な通報をしたことを理由とする解雇・不 等漏えいした り、通報者 を通報者が 特定する 行為の禁止 を	調査の実施	是正措置・再発防止策	通報者へのフォローアップ（通報の受理・調査結果等）	内部通報制度の仕組みの社内への周知	法令違反等の再発防止に係 るかの確認、是正措置 （法令違反等の再発防止に 係るかの確認、是正措置 等）	正当な通報又はそれに付随する行為の免責	利益相反行為の排除（受付担当者処・調 理に査担与 当）	その他	無回答
全体	1523	99.1	93.3	92.1	87.6	76.5	68.5	61.3	38.7	37.2	30.2	2.4	0.1
従業員数	50人以下	48	97.9	81.3	87.5	72.9	60.4	50.0	66.7	37.5	33.3	-	-
	51～100人	125	99.2	90.4	85.6	82.4	76.8	64.8	65.6	43.2	43.2	36.0	3.2
	101～300人	316	99.1	90.5	89.9	82.9	71.5	56.6	57.3	33.5	36.1	26.3	0.9
	301～1000人	513	99.2	94.5	92.6	87.1	76.2	68.8	62.4	37.8	35.9	28.3	1.9
	1001～3000人	260	99.2	93.8	94.2	92.3	80.0	76.5	58.5	40.8	35.4	31.2	4.2
3000人超	258	99.6	97.7	96.1	95.0	82.6	80.2	64.7	43.4	40.3	34.1	3.5	

業種別にみると、「通報受付窓口の設置」の割合はいずれの業種でも 98%以上を占めている。また、「正当な通報をしたことを理由とする解雇・不利益取扱いの禁止」、「通報者の秘密の保護（通報者が誰であるかを漏えいしたり、通報者を特定する行為の禁止等）」、「調査の実施」の割合も、いずれの業種でも 8～9 割を占める。

図表 22 内部規程の内容（複数回答）／業種別

		(%)												
	n	通報受付窓口の設置	利益取扱いの禁止	正当な通報をしたことを理由とする解雇・不利益取扱いの禁止	漏えいした秘密の保護（通報者を特定する行為の禁止等）	調査の実施	是正措置・再発防止策	通報者へのフォローアップ（通報の受理・調査結果が是正措置等に行われていないかの確認等）	内部通報制度の仕組みの社内への周知	法令違反等の再発防止に係るフォローアップ（法令違反行為の再発防止に有無の確認、是正措置・再発防止策が機能しているかの確認等）	正当な通報又はそれに付随する行為の免責	利益相反行為の排除（受付担当者・調査担当者、自ら関係する通報事案の処理に該当しない等）	その他	無回答
全体	1523	99.1	93.3	92.1	87.6	76.5	68.5	61.3	38.7	37.2	30.2	2.4	0.1	
業種	建設業	90	100.0	88.9	91.1	86.7	77.8	73.3	65.6	46.7	32.2	26.7	-	
	製造業	432	99.5	93.3	92.6	86.3	75.0	66.7	60.2	33.8	33.6	26.4	3.0	
	電気・ガス・熱供給・水道業	18	100.0	100.0	88.9	94.4	88.9	94.4	61.1	44.4	33.3	27.8	-	
	情報通信・運輸業	183	99.5	95.1	91.3	84.7	72.7	67.8	59.6	37.7	37.7	30.6	2.2	
	卸売・小売業	250	98.8	93.6	92.8	87.2	74.4	66.0	65.2	37.6	36.0	27.6	1.6	
	金融・保険業	171	98.2	98.8	94.7	96.5	86.5	77.8	67.8	50.9	45.0	36.3	4.1	
	不動産業	43	100.0	86.0	90.7	83.7	67.4	60.5	44.2	37.2	30.2	25.6	4.7	
	サービス業	279	98.9	91.4	90.7	85.7	76.0	65.2	58.1	36.2	41.9	33.3	1.1	
	その他	54	100.0	90.7	92.6	94.4	83.3	77.8	64.8	50.0	37.0	44.4	7.4	

法及びガイドラインの認知度別にみると、“いずれも知っている”と回答した事業者では、内部規程の内容の充実度が高い傾向がみられる。特に、「調査の実施」（90.2%）、「是正措置・再発防止策」（80.5%）、「通報者へのフォローアップ」（74.2%）、「法令違反等の再発防止に係るフォローアップ」（42.6%）では、“いずれも知らない”と回答した事業者（それぞれ 74.0%、57.7%、46.3%、22.0%）と比較して高い。

図表 23 内部規程の内容（複数回答）／法・ガイドラインの認知度別

		(%)												
	n	通報受付窓口の設置	利益取扱いの禁止	正当な通報をしたことを理由とする解雇・不利益取扱いの禁止	漏えいした秘密の保護（通報者を特定する行為の禁止等）	調査の実施	是正措置・再発防止策	通報者へのフォローアップ（通報の受理・調査結果が是正措置等に行われていないかの確認等）	内部通報制度の仕組みの社内への周知	法令違反等の再発防止に係るフォローアップ（法令違反行為の再発防止に有無の確認、是正措置・再発防止策が機能しているかの確認等）	正当な通報又はそれに付随する行為の免責	利益相反行為の排除（受付担当者・調査担当者、自ら関係する通報事案の処理に該当しない等）	その他	無回答
全体	1523	99.1	93.3	92.1	87.6	76.5	68.5	61.3	38.7	37.2	30.2	2.4	0.1	
認知度	いずれも知っている	1001	99.4	94.9	93.7	90.2	80.5	74.2	62.1	42.6	38.7	32.4	2.8	0.1
	法は知っている	353	98.9	91.8	89.8	85.3	72.8	61.8	60.1	34.8	36.5	26.1	2.0	-
	ガイドラインは知っている	38	100.0	86.8	86.8	84.2	68.4	52.6	60.5	31.6	36.8	28.9	2.6	-
	いずれも知らない	123	97.6	87.0	87.8	74.0	57.7	46.3	58.5	22.0	26.0	25.2	0.8	-

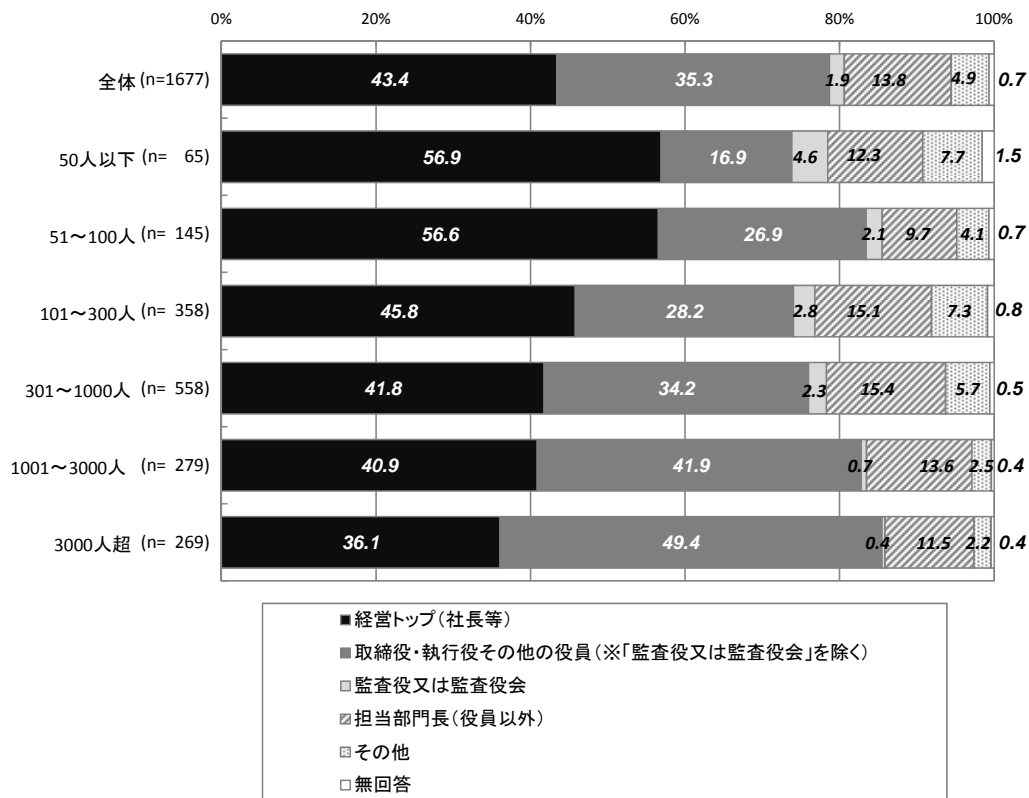
(8) 内部通報制度の責任者

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者 (n=1,677) に対し、内部通報制度の責任者が誰かを尋ねた。

「経営トップ (社長等)」が 43.4%、「取締役・執行役その他の役員 (監査役又は監査役会を除く)」が 35.3%で、この2者で8割近くを占めた (78.7%)。

従業員数別にみると、従業員の少ない事業者ほど「経営トップ (社長等)」の割合が高く、従業員数の多い事業者ほど「取締役・執行役その他の役員 (監査役又は監査役会を除く)」の割合が高い傾向がみられる。

図表 24 内部通報制度の責任者 (単一回答) / 全体、従業員数別



3. 通報窓口の設置状況

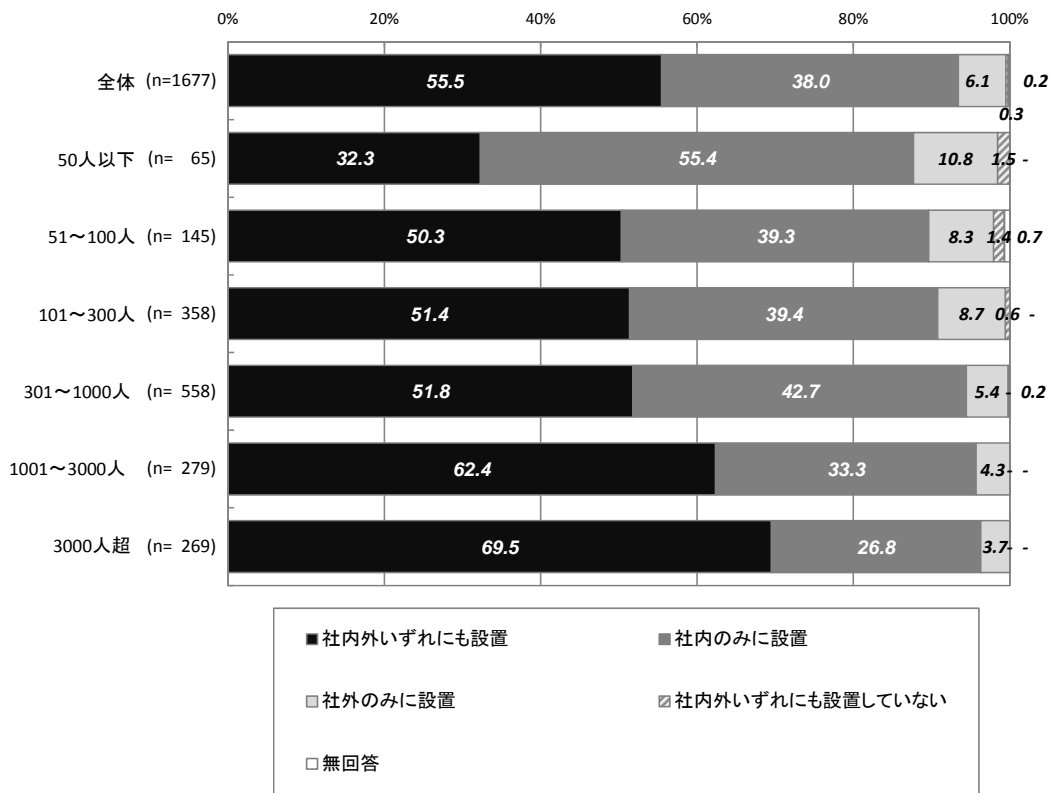
(1) 通報窓口の設置場所

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者 (n=1,677) に対し、通報窓口は社内外のいずれに設置しているかを尋ねた。

「社内外いずれにも設置」が 55.5%と最も高く、「社内のみ」に設置」は 38.0%、「社外のみ」に設置」は 6.1%であった。

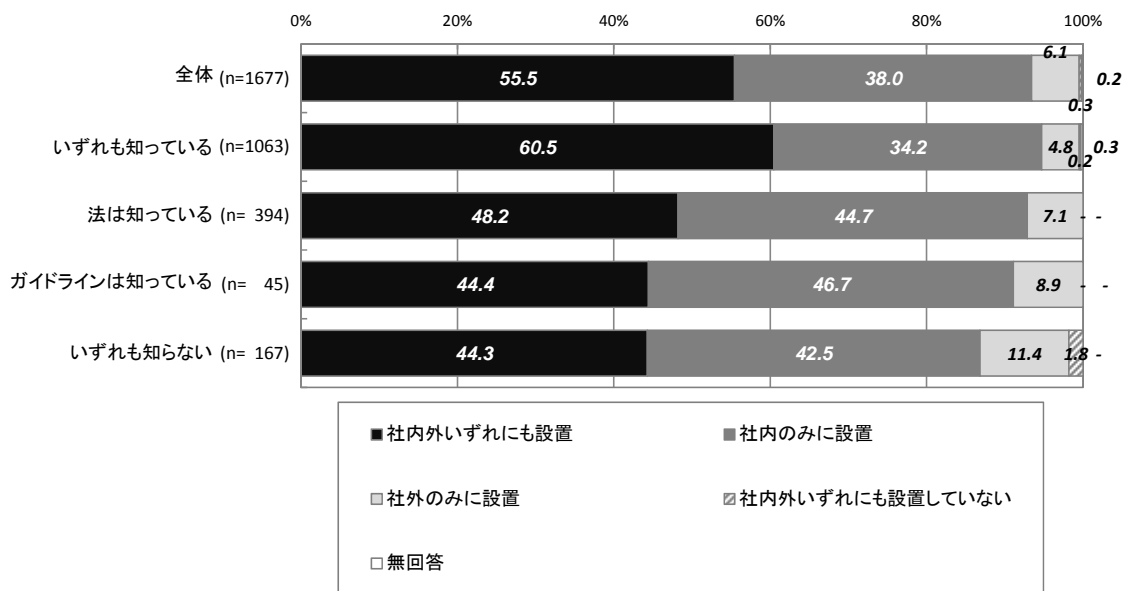
従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「社内外いずれにも設置」の割合が高く、従業員数の少ない事業者ほど「社内のみ」に設置」の割合が高い傾向がみられる。

図表 25 通報窓口の設置場所（単一回答）／全体、従業員数別



法及びガイドラインの認知度別にみると、法及びガイドラインの“いずれも知っている”と回答した事業者は、「社内外いずれにも設置」している割合が 60.5%と、どちらか一方のみを知っている事業者と比較して高い（“法は知っている”は 48.2%、“ガイドラインは知っている”は 44.4%）。

図表 26 通報窓口の設置場所（単一回答）／法及びガイドラインの認知度別

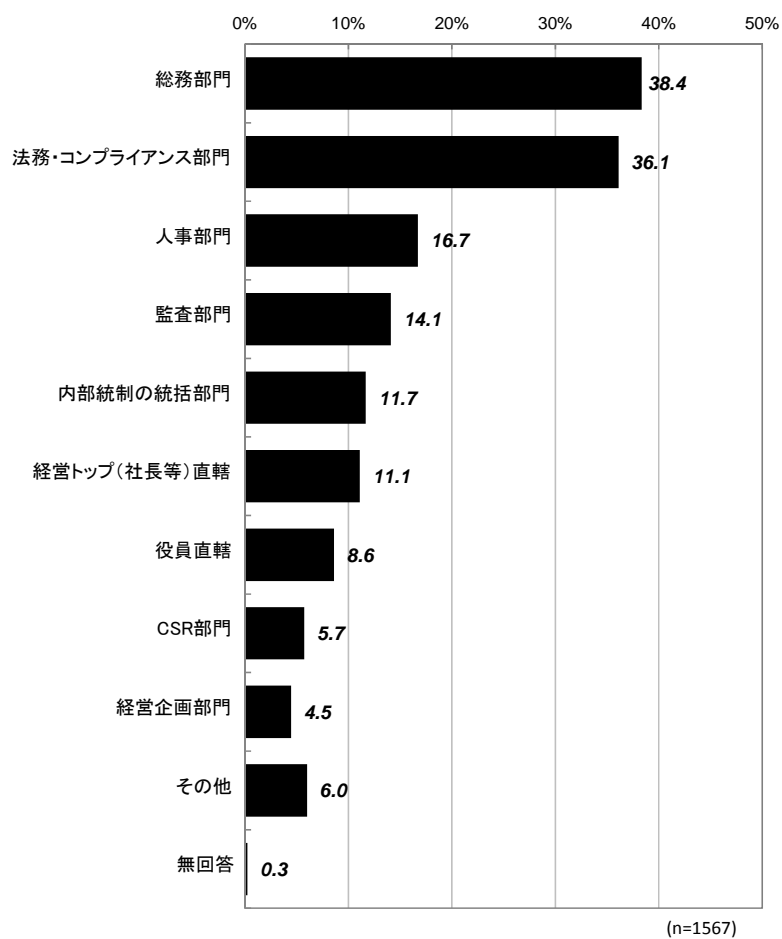


(2) 社内通報窓口の設置部門

通報窓口を「社内外いずれにも設置」又は「社内のみを設置」と回答した事業者 (n=1,567) に対し、社内の通報窓口はどの部門に所属しているかを尋ねた。

「総務部門」が 38.4%と最も高く、「法務・コンプライアンス部門」が 36.1%と同程度で続く。次いで「人事部門」(16.7%)、「監査部門」(14.1%)の順で続く。

図表 27 社内通報窓口の設置部門 (複数回答) / 全体



従業員数別にみると、従業員数の少ない事業者ほど、「経営トップ（社長等）直轄」、「役員直轄」の割合が高い傾向がみられる。一方、1,000人を超える事業者では、「法務・コンプライアンス部門」が4割を超える（“1001～3000人”は44.6%、“3000人超”は53.7%）。

図表 28 社内通報窓口の設置部門（複数回答）／従業員数別

		(%)										
	n	総務部門	法務・コンプライアンス部門	人事部門	監査部門	内部統制の統括部門	経営トップ（社長等）直轄	役員直轄	C S R 部門	経営企画部門	その他	無回答
全体	1567	38.4	36.1	16.7	14.1	11.7	11.1	8.6	5.7	4.5	6.0	0.3
従業員数	50人以下	57	29.8	14.0	7.0	14.0	29.8	29.8	-	1.8	1.8	-
	51～100人	130	55.4	28.5	9.2	6.9	7.7	14.6	11.5	3.8	2.3	3.8
	101～300人	325	49.5	24.6	18.2	13.8	11.4	9.8	11.1	5.2	5.8	0.6
	301～1000人	527	39.5	34.7	15.9	16.9	13.5	11.0	8.3	4.6	5.9	7.4
	1001～3000人	267	29.6	44.6	18.7	15.4	9.7	9.4	4.5	7.1	3.7	6.0
	3000人超	259	24.3	53.7	20.5	11.2	11.6	8.9	4.2	9.7	2.3	5.4

通報窓口の設置場所別にみると、“社内外いずれにも設置”と回答した事業者は、「法務・コンプライアンス部門」が42.4%で、“社内だけに設置”と回答した事業者（27.0%）より高くなっている。

図表 29 社内通報窓口の設置部門（複数回答）／通報窓口の設置場所別

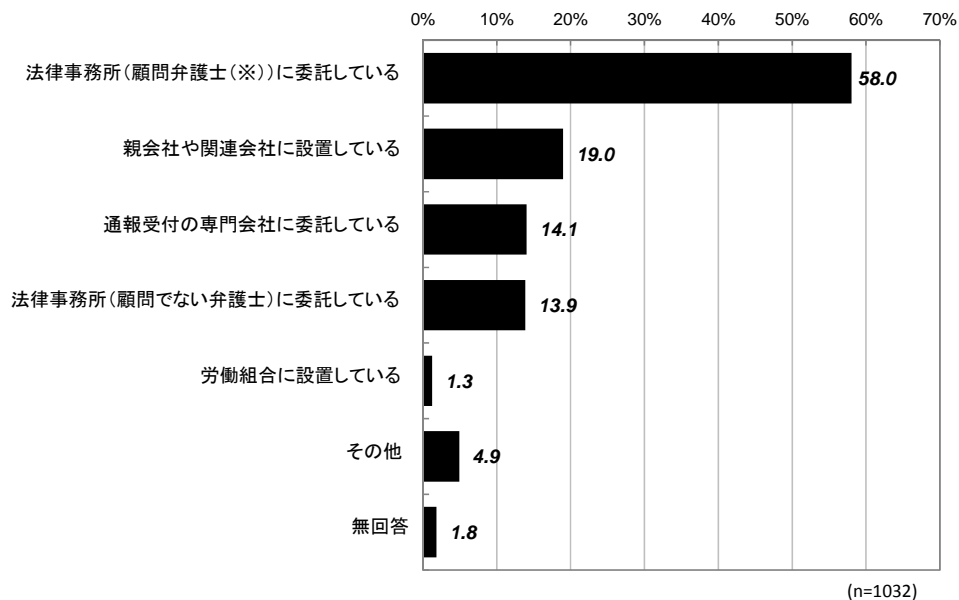
		(%)										
	n	総務部門	法務・コンプライアンス部門	人事部門	監査部門	内部統制の統括部門	経営トップ（社長等）直轄	役員直轄	C S R 部門	経営企画部門	その他	無回答
全体	1567	38.4	36.1	16.7	14.1	11.7	11.1	8.6	5.7	4.5	6.0	0.3
設置場所	社内外いずれにも設置	930	37.1	42.4	16.3	13.3	11.3	9.0	8.3	6.6	4.1	5.9
	社内だけに設置	637	40.2	27.0	17.3	15.2	12.2	14.1	9.1	4.6	5.0	6.1

(3) 社外通報窓口の設置場所

通報窓口を「社内外いずれにも設置」又は「社外のみ」に設置」と回答した事業者（n=1,032）に対し、社外の通報窓口はどこに設置しているかを尋ねた。

「法律事務所（顧問弁護士）に委託している」が58.0%で最も高く、「親会社や関連会社に設置している」（19.0%）、「通報受付の専門会社に委託している」（14.1%）の順で続く。

図表 30 社外通報窓口の設置場所（複数回答）／全体



※「顧問弁護士」とは、顧問契約の有無にかかわらず事業者から法律事務を継続的に受任している弁護士を指す

○その他の主な内容（従業員数、業種、本社所在地）

監査役・監査室、親会社・グループ会社が設置する場所、社会保険労務士、司法書士、第三者委員会、専用箱を設置、産業カウンセラー、カウンセリング機関など

従業員数別にみると、いずれの従業員数区分でも「法律事務所（顧問弁護士）に委託している」が最も高い。“3000人超”では、「通報受付の専門会社に委託している」、「法律事務所（顧問でない弁護士）に委託している」の割合が約2割と、全体と比較して高くなっている（それぞれ19.3%、20.3%）。

図表 31 社外通報窓口の設置場所（複数回答）／従業員数別

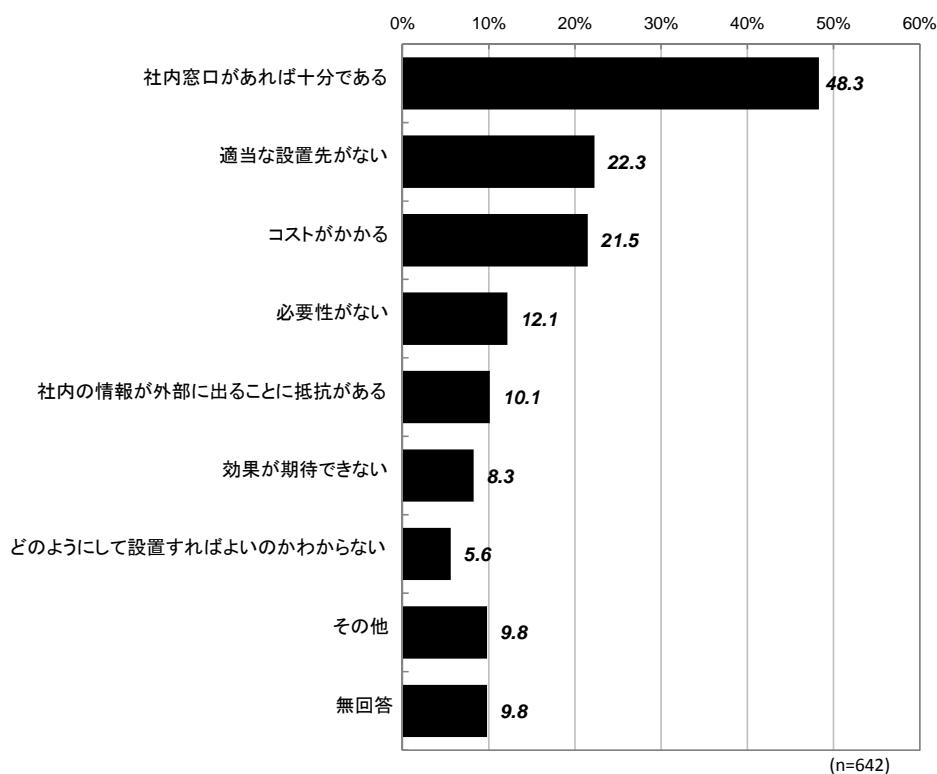
		(%)							
	n	法律事務所（顧問弁護士）に委託している	親会社や関連会社に設置している	通報受付の専門会社に委託している	法律事務所（顧問でない弁護士）に委託している	労働組合に設置している	その他	無回答	
全体	1032	58.0	19.0	14.1	13.9	1.3	4.9	1.8	
従業員数	50人以下	28	71.4	14.3	14.3	3.6	-	3.6	-
	51～100人	85	57.6	34.1	10.6	9.4	-	3.5	1.2
	101～300人	215	51.6	27.4	9.8	12.1	-	7.9	4.2
	301～1000人	319	56.7	19.4	14.1	12.9	1.3	5.0	2.2
	1001～3000人	186	61.8	14.5	15.1	14.5	1.6	5.9	-
3000人超	197	61.4	7.6	19.3	20.3	3.0	1.5	1.0	

(4) 社外に通報窓口を設置していない理由

通報窓口を「社内のみを設置」又は「社内外のいずれにも設置していない」と回答した事業者（n=642）に対し、社外に通報窓口を設置していない理由を尋ねた。

「社内窓口があれば十分である」が48.3%で最も高く、次いで「適当な設置先がない」(22.3%)、「コストがかかる」(21.5%)の順で続く。

図表 32 社外に通報窓口を設置していない理由（複数回答）／全体



○その他の主な内容（従業員数、業種、本社所在地）

- 検討中
 - 利用度が低い年度が続けば、社外も検討する（301人～1,000人、金融・保険業、中部地方）
 - 将来的には検討する（301人～1,000人、運輸業、九州・沖縄地方）
- 親会社・グループで対応しているため
 - 当社としては設置していないが、親会社が社内外ともに設置（101人～300人、飲食業、関東地方）
- 社内の対応で十分なため
 - 社内相談体制の充実で対応可（301人～1,000人、宿泊業、中国・四国地方）

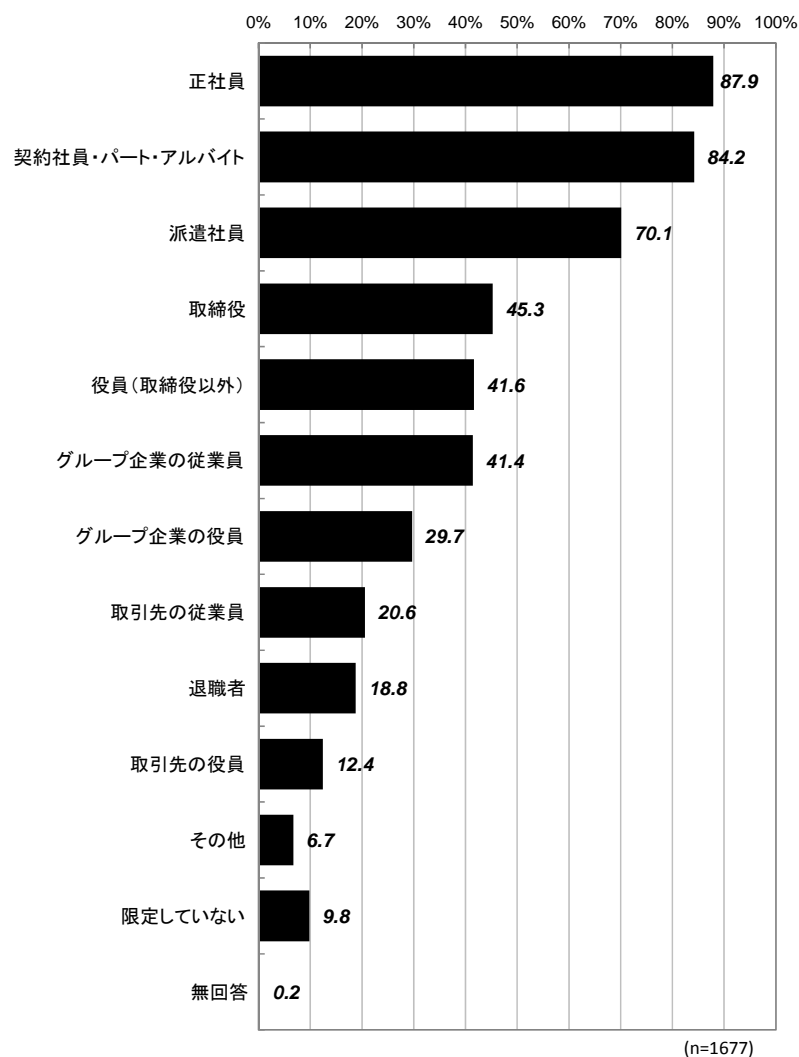
4. 通報者の範囲

(1) 対象とする通報者の範囲

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者 (n=1,677) に対し、内部通報制度で対象としている通報者の範囲を尋ねた。

「正社員」(87.9%)、「契約社員・パート・アルバイト」(84.2%)、「派遣社員」(70.1%)がいずれも7割以上を占め、上位に挙げられ、次いで「取締役」(45.3%)、「役員(取締役以外)」(41.6%)、「グループ企業の従業員」(41.4%)が4割以上となっている。「グループ企業の役員」(29.7%)は約3割、「取引先の従業員」(20.6%)、「退職者」(18.8%)は約2割、「限定していない」(9.8%)は約1割であった。

図表 33 対象とする通報者の範囲(複数回答) / 全体



○その他の主な内容 (従業員数、業種、本社所在地)

従業員や通報対象者の家族、出向者、嘱託職員、ボランティア、消費者・顧客、利害関係者、外部者、加盟店オーナー、学生、保護者など

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど、「正社員」以外の者を通報者の範囲に含めている割合が高い傾向がみられる。

図表 34 対象とする通報者の範囲（複数回答）／従業員数別

		(%)													
		n	正社員	ト契約 ・アル社員 ・パート	派遣社員	取締役	外役員 （取締役以 外）	従業員 グループ 企業の	役員 グループ 企業の	取引先 の従業員	退職者	取引先 の役員	その他	限定して いない	無回答
全体		1677	87.9	84.2	70.1	45.3	41.6	41.4	29.7	20.6	18.8	12.4	6.7	9.8	0.2
従業員数	50人以下	65	81.5	66.2	40.0	38.5	29.2	30.8	20.0	12.3	9.2	9.2	-	13.8	-
	51~100人	145	83.4	76.6	60.0	40.7	33.1	29.7	21.4	12.4	10.3	7.6	6.9	15.2	0.7
	101~300人	358	88.5	85.5	65.6	42.7	38.8	24.9	20.4	14.8	16.2	8.1	4.5	10.3	-
	301~1000人	558	87.8	84.2	70.4	43.0	38.7	36.4	24.0	20.1	20.4	9.3	5.6	9.0	0.4
	1001~3000人	279	90.7	87.8	76.7	46.6	45.5	55.9	39.1	24.7	17.9	17.2	10.4	7.2	-
	3000人超	269	88.5	87.4	81.8	56.1	55.0	68.0	51.3	31.2	26.4	23.0	10.0	10.0	-

法・ガイドラインの認知度別にみると、“いずれも知っている”と回答した事業者では、グループ企業や取引先の従業員や役員、「退職者」を通報者の範囲とする割合が他の区分と比較して高い傾向がみられる。

図表 35 対象とする通報者の範囲（複数回答）／法・ガイドラインの認知度別

		(%)													
		n	正社員	ト契約 ・アル社員 ・パート	派遣社員	取締役	外役員 （取締役以 外）	従業員 グループ 企業の	役員 グループ 企業の	取引先 の従業員	退職者	取引先 の役員	その他	限定して いない	無回答
全体		1677	87.9	84.2	70.1	45.3	41.6	41.4	29.7	20.6	18.8	12.4	6.7	9.8	0.2
認知度	いずれも知っている	1063	88.8	85.6	74.8	47.5	44.3	47.0	33.9	23.9	22.0	14.6	8.1	8.7	0.2
	法のみ知っている	394	88.3	84.0	67.3	42.1	38.6	33.5	25.4	18.0	16.0	10.9	4.6	10.4	0.5
	ガイドラインのみ知っている	45	82.2	77.8	64.4	53.3	51.1	35.6	28.9	11.1	11.1	6.7	6.7	13.3	-
	いずれも知らない	167	83.2	78.4	50.3	37.7	30.5	27.5	15.0	9.0	7.8	4.2	3.6	13.8	-

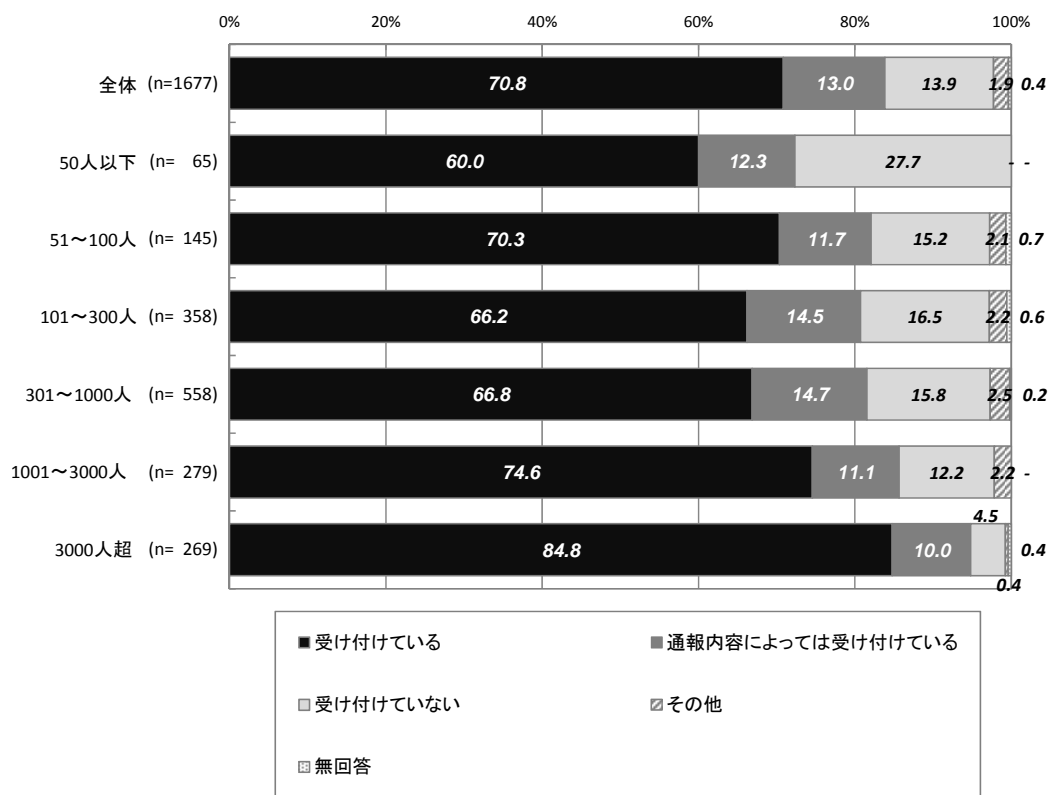
(2) 匿名による通報の受付状況

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者 (n=1,677) に対し、匿名による通報を受け付けているかを尋ねた。

「受け付けている」(70.8%) と「通報内容によっては受け付けている」(13.0%) を合わせると、約8割(83.8%)であった。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど匿名による通報を「受け付けている」、「通報内容によっては受け付けている」割合が高い傾向がみられ、“3000人超”では94.8%を占めている。

図表 36 匿名による通報の受付状況（単一回答）／全体、従業員数別

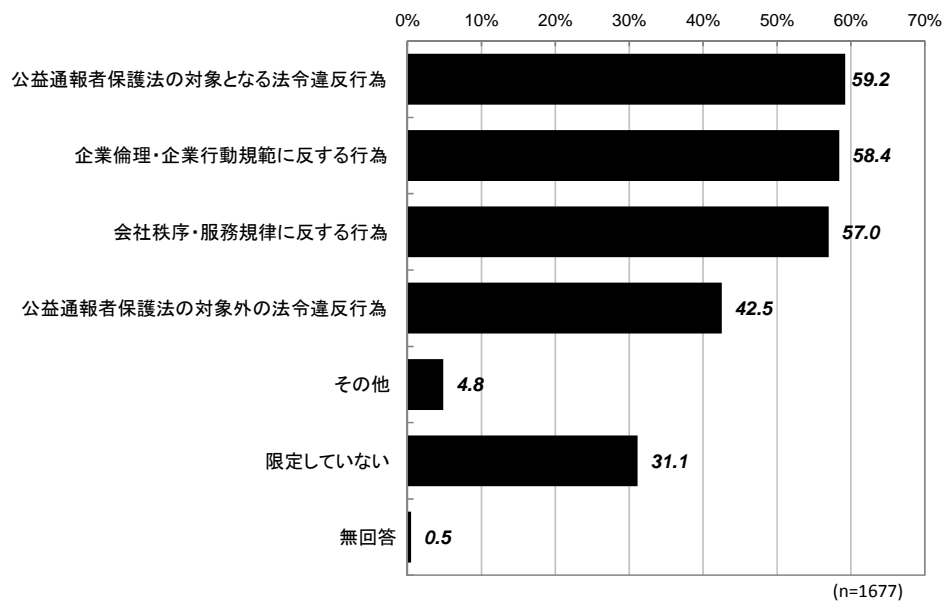


5. 通報対象事実の範囲

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,677）に対し、内部通報制度で対象としている通報内容にはどのようなものが含まれるかを尋ねた。

「公益通報者保護法の対象となる法令違反行為」（59.2%）、「企業倫理・企業行動規範に反する行為」（58.4%）、「会社秩序・服務規律に反する行為」（57.0%）がいずれも同程度の割合となっており、次いで「公益通報者保護法の対象外の法律違反行為」（42.5%）が続く。「限定していない」は31.1%であった。

図表 37 通報対象事実の範囲（複数回答）／全体



○その他の主な内容（従業員数、業種、本社所在地）

- 法令違反行為全般
 - 契約違反（3,001人～5,000人、建設業、関東地方）
 - すべての違反行為（101人～300人、製造業、関東地方）
- おそれや疑いのある行為
 - 違反行為だけでなく、違反の疑いに対する疑問も（1,001人～3,000人、製造業、関東地方）
 - 実際の行為でなくても可能性を感じれば可（5,000人超、製造業、関東地方）
- 業務や個人的な相談
 - 個人的なトラブル、悩み事（3,001人～5,000人、金融・保険業、近畿地方）
 - 業務上の疑問、不安（3,001人～5,000人、製造業、関東地方）
- ハラスメントに関すること
 - ハラスメント等の人権問題（301人～1,000人、製造業、関東地方）
- 社内規則の違反
 - 就業規則違反行為（301人～1,000人、製造業、関東地方）
- その他
 - 社会的信用/会社名誉の侵害行為（5,000人超、その他、関東地方）
 - 会社に重大な損害を与える事項（1,001人～3,000人、製造業、関東地方）

従業員数別にみると、従業員数の少ない事業者ほど通報対象事実を「限定していない」割合が高い傾向がみられる。一方、その他の項目については、従業員数の多い事業者ほど割合が高い傾向がみられる。

図表 38 通報対象事実の範囲（複数回答）／従業員数別

		(%)							
	n	象 と な る 法 令 違 反 行 為 の 対 象	公 益 通 報 者 保 護 法 の 対 象 外 の 法 令 違 反 行 為	範 疇 に 反 す る ・ 企 業 行 動 規 範	反 社 会 の 秩 序 ・ 服 務 規 律 に 反 す る 行 為	公 益 通 報 者 保 護 法 の 対 象 外 の 法 令 違 反 行 為	そ の 他	限 定 し て い な い	無 回 答
全体	1677	59.2	58.4	57.0	42.5	4.8	31.1	0.5	
従業員数	50人以下	65	44.6	46.2	47.7	26.2	1.5	40.0	-
	51~100人	145	55.9	51.0	47.6	33.1	1.4	36.6	0.7
	101~300人	358	55.6	54.7	52.8	37.7	3.1	34.1	0.3
	301~1000人	558	55.2	56.1	55.4	37.6	4.5	33.5	0.4
	1001~3000人	279	63.8	63.1	61.3	50.5	7.9	26.5	0.7
3000人超	269	72.9	70.6	69.1	59.9	7.4	22.3	0.4	

法・ガイドラインの認知度別にみると、「いずれも知っている」と回答した事業者では、「企業倫理・企業行動規範に反する行為」、「公益通報者保護法の対象外の法令違反行為」の割合が他の区分と比較して高い傾向がみられる。

図表 39 通報対象事実の範囲（複数回答）／法・ガイドラインの認知度別

		(%)							
	n	象 と な る 法 令 違 反 行 為 の 対 象	公 益 通 報 者 保 護 法 の 対 象 外 の 法 令 違 反 行 為	範 疇 に 反 す る ・ 企 業 行 動 規 範	反 社 会 の 秩 序 ・ 服 務 規 律 に 反 す る 行 為	公 益 通 報 者 保 護 法 の 対 象 外 の 法 令 違 反 行 為	そ の 他	限 定 し て い な い	無 回 答
全体	1677	59.2	58.4	57.0	42.5	4.8	31.1	0.5	
認知度	いずれも知っている	1063	64.9	61.3	59.4	48.8	5.5	28.9	0.5
	法のみ知っている	394	58.4	54.3	53.3	37.3	4.1	32.0	0.5
	ガイドラインのみ知っている	45	53.3	51.1	53.3	35.6	-	40.0	-
	いずれも知らない	167	27.5	52.1	51.5	17.4	4.2	41.3	-

回答パターン別にみると、「公益通報者保護法の対象となる法令違反行為」「公益通報者保護法の対象外の法令違反行為」「企業倫理・企業行動規範に反する行為」「会社秩序・服務規律に反する行為」の4項目すべてを通報対象事実としている事業者が37.0%と最も高く、次いで「限定していない」が続く(31.1%)。

一方、「公益通報者保護法の対象となる法令違反行為」のみを通報対象事実としている事業者は3.5%であった。

図表 40 通報対象事実の範囲（複数回答）／全体、回答パターン別

法令違反行為となる	公益通報者保護法の対象となる	法令違反行為の対象となる	公益通報者保護法の対象となる	企業倫理・企業行動規範に反する	企業行動規範に反する	会社秩序・服務規律に反する	会社秩序・服務規律に反する	選択項目数	n	(%)
回答パターン									1677	100.0
○	○	○	○	○				4	621	37.0
○				○				3	168	10.0
○	○			○				3	43	2.6
○	○					○		3	16	1.0
	○	○		○		○		3	2	0.1
				○		○		2	100	6.0
○						○		2	37	2.2
○	○							2	27	1.6
○				○				2	23	1.4
	○	○						2	2	0.1
	○					○		2	1	0.1
○								1	58	3.5
				○				1	21	1.3
						○		1	11	0.7
	○							1	1	0.1
その他								1	16	1.0
限定していない								1	522	31.1
無回答									8	0.5

注：回答パターン別件数には、上記4項目と「その他」との複数回答を含む。

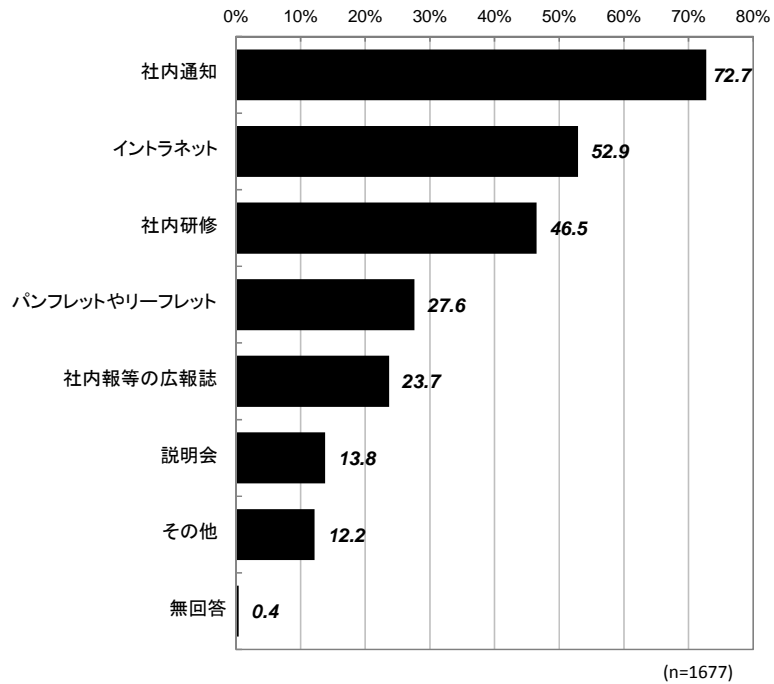
6. 内部通報制度の周知活動・外部の利害関係者に対する情報開示

(1) 内部通報制度の周知活動

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者 (n=1,677) に対し、通報処理の仕組み等についてどのような周知活動を行っているかを尋ねた。

「社内通知」が 72.7% で最も高く、次いで「イントラネット」(52.9%)、「社内研修」(46.5%) の順で続く。

図表 41 内部通報制度の周知活動（複数回答）／全体



○その他の主な内容（従業員数、業種、本社所在地）

ポスターなどの掲示、規程やマニュアルへの記載、配布、社員手帳やカードなどの携帯品、社外研修やeラーニング、ホームページへの掲載、会議や打ち合わせ、入社時の説明、給与明細に明記、CSR報告書に記載、個別面談による周知、シールの配布など

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「社内研修」及び「イントラネット」の割合が高い傾向がみられ、“3000人超”ではそれぞれ73.2%、75.1%となっている。また、「社内通知」はいずれの従業員数区分でも高く、7割を超えている。

図表 42 内部通報制度の周知活動（複数回答）／従業員数別

(%)

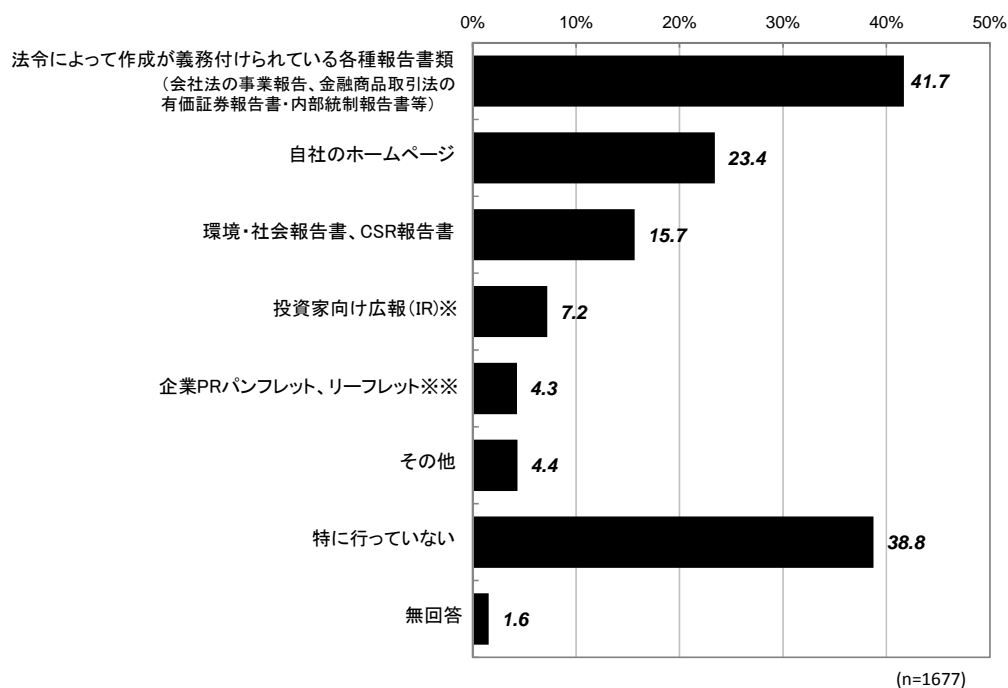
	n	社内通知	イントラネット	社内研修	パンフレットやリーフレット	社内報等の広報誌	説明会	その他	無回答	
全体	1677	72.7	52.9	46.5	27.6	23.7	13.8	12.2	0.4	
従業員数	50人以下	65	70.8	29.2	27.7	20.0	7.7	12.3	3.1	-
	51～100人	145	71.7	42.8	35.2	22.8	11.0	11.7	10.3	1.4
	101～300人	358	75.7	42.5	31.8	19.0	11.7	14.8	8.4	0.3
	301～1000人	558	70.8	52.3	43.4	21.1	19.9	13.3	10.4	0.4
	1001～3000人	279	73.8	57.0	56.6	32.6	32.3	12.5	18.3	0.4
	3000人超	269	72.9	75.1	73.2	52.0	49.4	16.4	17.8	-

(2) 外部の利害関係者に対する情報開示

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者 (n=1,677) に対し、内部通報制度に関する情報を外部の利害関係者にどのように開示しているか尋ねた。

「法令によって作成が義務づけられている各種報告書類」が 41.7% で最も高く、次いで「自社のホームページ」(23.4%)、「環境・社会報告書、CSR 報告書」(15.7%) の順となった。「特に行っていない」は 38.8% であった。

図表 43 外部の利害関係者に対する情報開示 (複数回答) / 全体



※ 「法令によって作成が義務付けられている各種報告書類」を除く

※※ 「環境・社会報告書、CSR 報告書」を除く

○その他の主な内容 (従業員数、業種、本社所在地)

- 親会社・グループ企業が行っている
 - 親会社の「各種報告書」「社会・環境レポート」「ホームページ」(301人~1,000人、製造業、関東地方)
- その他報告書
 - コーポレートガバナンス報告書 (301人~1,000人、製造業、関東地方)
- ポスター掲示
- その他
 - 商談室の全ての机の上に名刺サイズの「お知らせ」を設置 (1,001人~3,000人、小売業、関東地方)
 - 主要取引先を招いた説明会で公開している (301人~1,000人、情報サービス業、東北地方)

従業員数別にみると、1,000 人を超える事業者では、「環境・社会報告書、CSR報告書」の割合が全体と比較して高く、“1001~3000 人”では 20.4%、“3000 人超”では 45.4%となっている。一方、1,000 人以下の事業者では、外部の利害関係者に対する情報開示を「特に行っていない」事業者の割合が全体と比較して高く、4 割を超えている。

図表 44 外部の利害関係者に対する情報開示（複数回答）／従業員数別

		(%)								
		法の有価証券報告書・内部統制報告書等	報告令によって作成が義務付けられている各種	自社のホームページ	環境・社会報告書、CSR報告書	投資家向け広報（IR）	企業PRパンフレット、リーフレット	その他	特に行っていない	無回答
		n								
	全体	1677	41.7	23.4	15.7	7.2	4.3	4.4	38.8	1.6
従業員数	50人以下	65	40.0	16.9	4.6	4.6	-	3.1	50.8	-
	51~100人	145	35.2	12.4	9.0	2.8	2.1	5.5	49.0	1.4
	101~300人	358	33.8	17.0	5.6	4.2	3.1	5.0	47.5	1.7
	301~1000人	558	39.8	17.6	8.6	5.7	3.6	4.8	42.5	1.4
	1001~3000人	279	46.2	28.7	20.4	6.5	6.1	3.2	34.4	1.8
	3000人超	269	55.0	46.5	45.4	18.2	7.8	3.3	16.0	1.5

7. 通報窓口寄せられた通報件数等

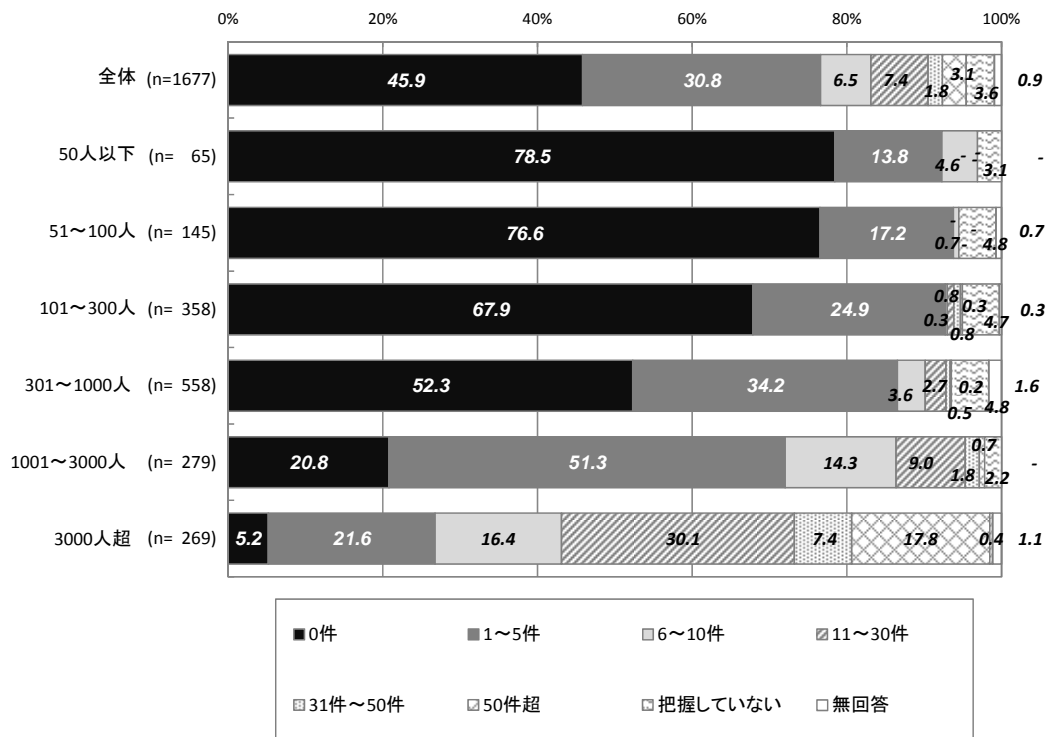
(1) 過去1年間に通報窓口寄せられた内部通報件数（社内外合計）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,677）に対し、過去1年間に通報窓口（社内・社外）に寄せられた内部通報件数を尋ねた。

「0件」が45.9%で最も高く、次いで「1～5件」が30.8%と続く。通報件数が1件以上あった事業者の割合の合計は49.6%であった。

従業員数別にみると、従業員数の少ない事業者ほど通報件数「0件」の割合が高い傾向がみられ、“50人以下”では78.5%を占めているのに対し、“3000人超”では5.2%となっている。一方、「50件超」の割合は、3,000人以下の事業者では1%に満たないのに対し、“3000人超”では17.8%となっている。

図表 45 過去1年間に通報窓口寄せられた内部通報件数（社内外合計）（単一回答）／全体、従業員数別



(2) 過去1年間に社外通報窓口寄せられた内部通報件数

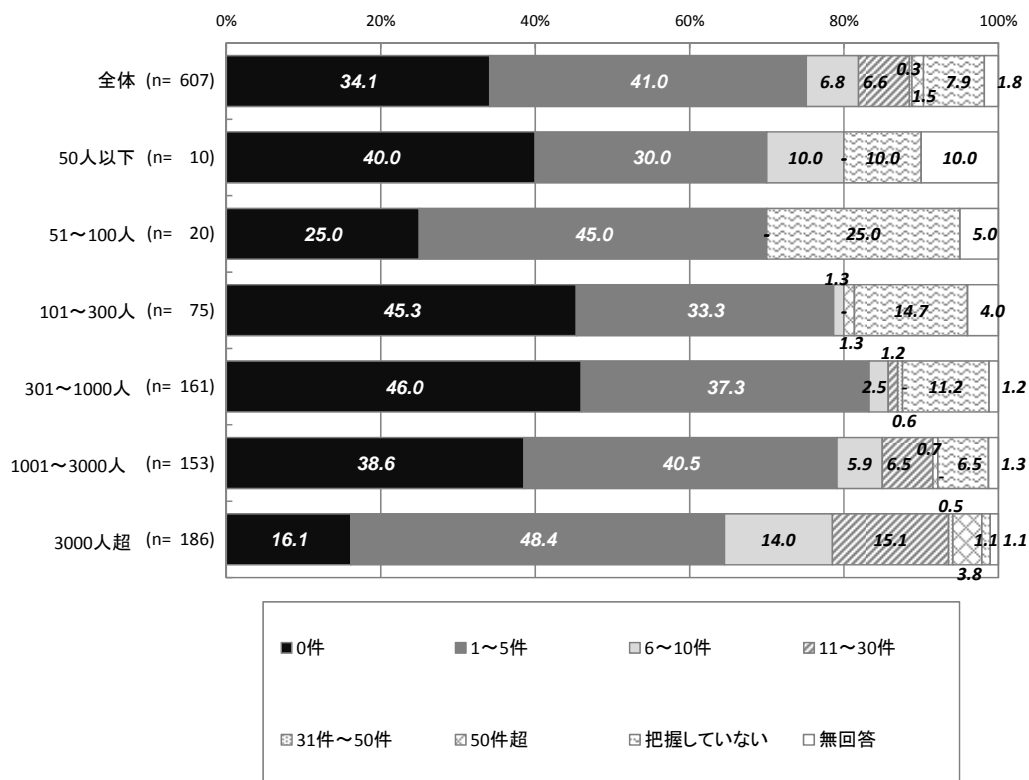
過去1年間に通報窓口（社内・社外）に寄せられた内部通報件数が1件以上あった事業者のうち社外に通報窓口を設置している事業者（n=607）に対し、過去1年間に通報窓口（社外）に寄せられた内部通報件数を尋ねた。

「1～5件」が41.0%で最も高く、次いで「0件」が34.1%で、通報件数が1件以上あった事業者の割合の合計は56.2%であった。

従業員数別にみると、「3000人超」では、通報件数が1件以上あった割合が8割以上あり（81.7%）、また、「6～10件」（14.0%）と「11件～30件」（15.1%）を合わせた割合は3割近く（29.0%）と、全体と比較して高い。

(※) 公益通報者保護法は、事業者内部の通報先を、「事業者又は事業者があらかじめ定めた者」としているため、事業者があらかじめ指定した社外の「法律事務所」、「グループ会社共通窓口」又は「通報受付の専門会社」等への通報も「内部通報」となる。

図表 46 過去1年間に社外通報窓口寄せられた内部通報件数（単一回答）／全体、従業員数別

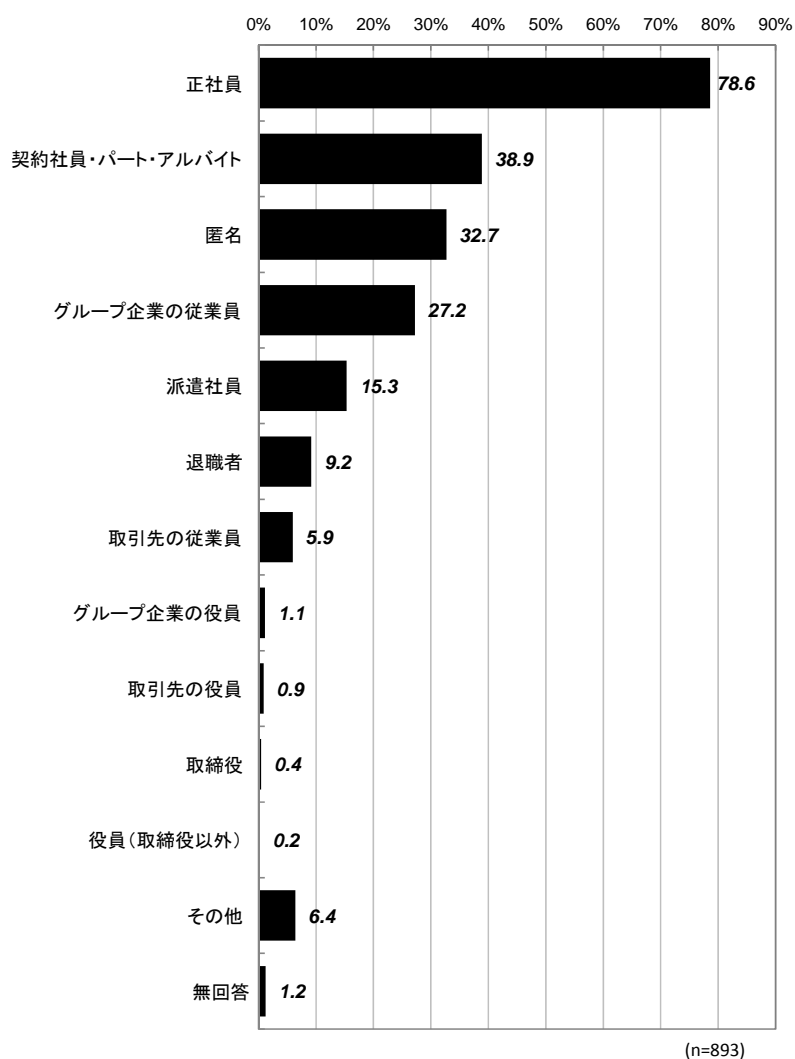


(3) 通報窓口に通報を寄せた者の雇用形態

過去1年間に通報窓口（社内・社外）に寄せられた内部通報件数が1件以上あった事業者（n=893）に対し、通報を寄せた者の雇用形態を尋ねた。

「正社員」が78.6%で最も高く、次いで「契約社員・パート・アルバイト」（38.9%）、「匿名」（32.7%）、「グループ企業の従業員」（27.2%）の順となった。

図表 47 通報窓口に通報を寄せた者の雇用形態（複数回答）／全体



(n=893)

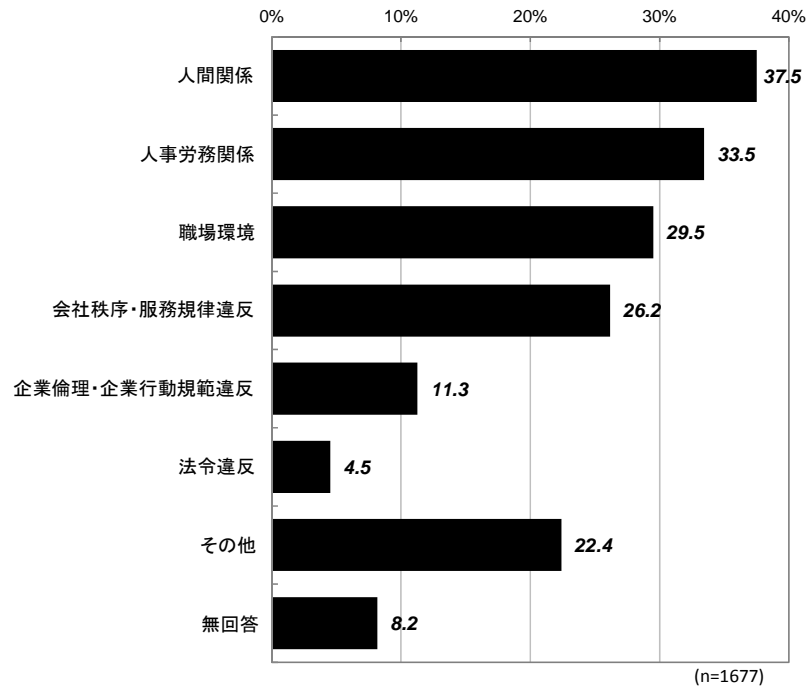
8. 通報窓口寄せられた通報の内容等

(1) 通報窓口寄せられた通報の内容

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者 (n=1,677) に対し、通報窓口 (社内・社外) に寄せられる通報の内容を尋ねた。

「人間関係」が 37.5% で最も高く、次いで「人事労務関係」(33.5%)、「職場環境」(29.5%)、「会社秩序・サービス規律違反」(26.2%) の順となった。

図表 48 通報窓口寄せられた通報の内容 (複数回答) / 全体



※その他には、通報実績なし、把握していない・不明 (326 件) を含む

○その他の主な内容 (従業員数、業種、本社所在地)

- ハラスメント関係
- その他
 - 騒音苦情、反社会的勢力からの金銭要求、取立 (301 人～1,000 人、建設業、東北地方)
 - 個人的相談 (1,001 人～3,000 人、製造業、近畿地方)

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど上位にあげられた回答の割合が高い傾向がみられ、“3000人超”では「人間関係」、「人事労務関係」、「職場環境」いずれの回答においても5割以上を占める（それぞれ63.2%、65.1%、52.4%）。

図表 49 通報窓口に寄せられた通報の内容（複数回答）／従業員数別

		(%)								
		n	人間関係	人事労務関係	職場環境	会社秩序・ サービス規律違反	違反 企業倫理・ 企業行動規範	法令違反	その他	無回答
全体		1677	37.5	33.5	29.5	26.2	11.3	4.5	22.4	8.2
従業員数	50人以下	65	33.8	18.5	26.2	23.1	4.6	1.5	29.2	12.3
	51～100人	145	15.2	17.2	15.9	10.3	5.5	4.1	46.9	13.1
	101～300人	358	25.7	20.1	19.3	16.8	6.1	3.4	32.4	15.1
	301～1000人	558	34.2	29.7	24.6	26.3	11.3	4.5	22.4	8.1
	1001～3000人	279	47.3	39.4	38.7	35.1	15.4	6.8	11.8	2.5
	3000人超	269	63.2	65.1	52.4	38.7	18.6	4.8	5.2	0.7

業種別にみると、いずれの業種区分でも上位にあげられた回答に大きな差異はみられないが、“電気・ガス・熱供給・水道業”、“卸売・小売業”、“製造業”では「人間関係」の割合が全体と比較して高い傾向がみられる。

図表 50 通報窓口に寄せられた通報の内容（複数回答）／業種別

		(%)								
		n	人間関係	人事労務関係	職場環境	会社秩序・ サービス規律違反	違反 企業倫理・ 企業行動規範	法令違反	その他	無回答
全体		1677	37.5	33.5	29.5	26.2	11.3	4.5	22.4	8.2
業種	建設業	101	28.7	30.7	22.8	31.7	12.9	5.0	24.8	9.9
	製造業	471	43.3	40.8	31.2	25.5	14.4	5.5	16.1	8.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	19	63.2	52.6	42.1	63.2	21.1	15.8	-	-
	情報通信・運輸業	201	25.9	28.9	23.4	24.4	10.4	5.5	28.9	7.0
	卸売・小売業	286	45.8	39.5	35.7	28.3	9.4	2.8	18.5	5.6
	金融・保険業	174	39.1	28.2	35.1	31.0	8.0	5.7	21.3	6.3
	不動産業	46	28.3	21.7	34.8	21.7	8.7	-	26.1	15.2
	サービス業	322	30.7	24.5	22.7	20.8	9.9	3.1	30.7	10.6
	その他	54	38.9	33.3	33.3	25.9	11.1	5.6	27.8	5.6

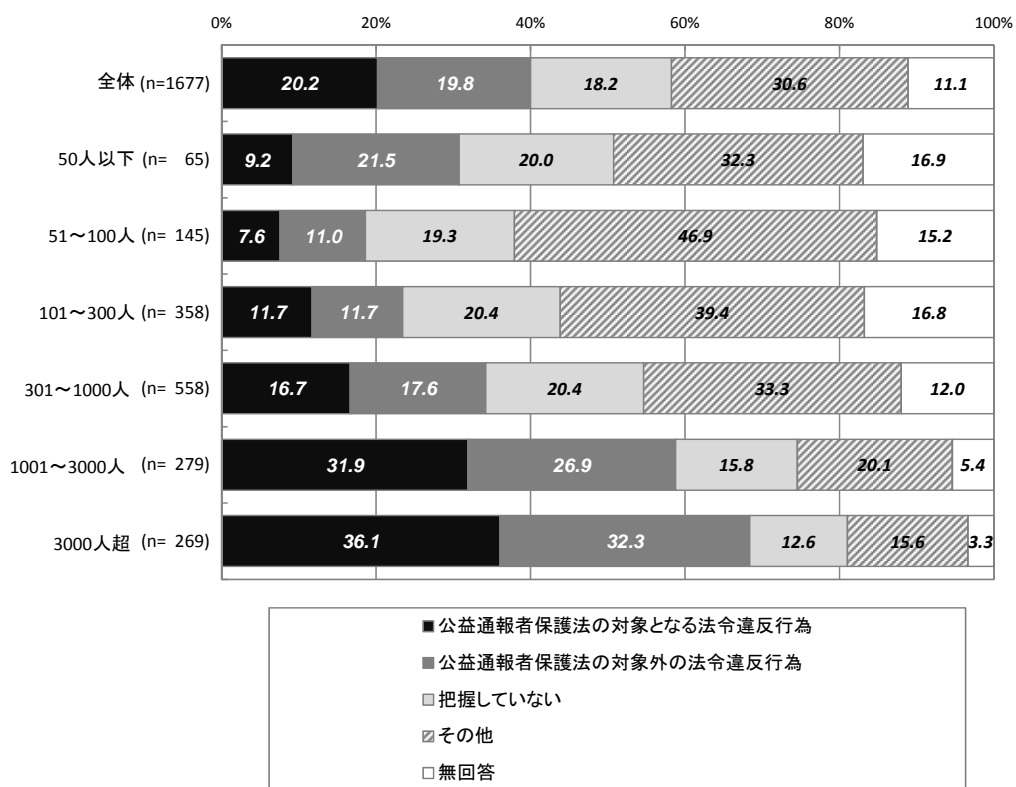
(2) 通報窓口に寄せられた通報と関係する法令違反

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者 (n=1, 677) に対し、通報窓口 (社内・社外) に寄せられる通報が、法令違反に関するものである場合、どのような法令に関するものが多いかを尋ねた。

「公益通報者保護法の対象となる法令違反行為」が 20.2%と最も高く、「公益通報者保護法の対象外の法令違反行為」は 19.8%であった。また、「把握していない」は 18.2%であった。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「公益通報者保護法の対象となる法令違反行為」の割合が高い傾向がみられ、100 人以下の事業者では 1 割未満であるのに対し (“51~100 人” では 7.6%、 “50 人以下” では 9.2%)、1,000 人超の事業者では 3 割を超える (“1001~3000 人” では 31.9%、 “3000 人超” では 36.1%) 。

図表 51 通報窓口に寄せられた通報と関係する法令違反 (単一回答) / 全体、従業員数別



※その他には、通報実績・法令違反行為なし (415 件) を含む

○その他の主な内容 (従業員数、業種、本社所在地)

- 社内規程や服務規律の違反
- ハラスメント関係
- 人間関係
- 不満・不平
- その他
 - 法令は特定するが、それが公益通報者保護法の対象かどうかまでは特定していない (5,000 人超、情報通信業、関東地方)

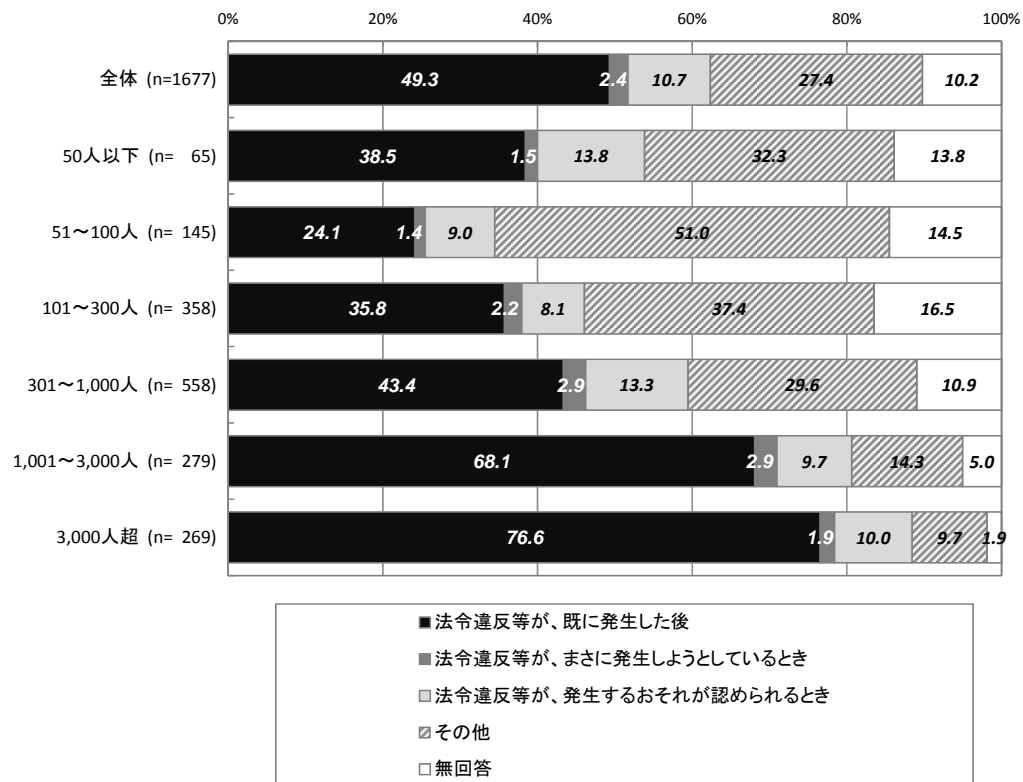
(3) 通報窓口に通報が寄せられるタイミング

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者 (n=1,677) に対し、通報が寄せられるタイミングを尋ねた。

「法令違反等が、既に発生した後」が 49.3%と最も高く、「法令違反等が、まさに発生しようとしているとき」(2.4%)と合わせると約5割であった(51.7%)。また、「法令違反等が、発生するおそれが認められるとき」は約1割であった(10.7%)。

従業員数別にみると、いずれの従業員数区分でも、「法令違反等が、発生するおそれが認められるとき」の割合は1割程度であった(8.1%~13.8%)。また、従業員数の多い事業者ほど「法令違反等が、既に発生した後」の割合が高い傾向がみられ、“3000人超”では7割を超える(76.6%)。

図表 52 通報窓口に通報が寄せられるタイミング(単一回答) / 全体、従業員数別



※その他には、通報実績なし、把握していない・不明(361件)を含む

○その他の主な内容 (従業員数、業種、本社所在地)

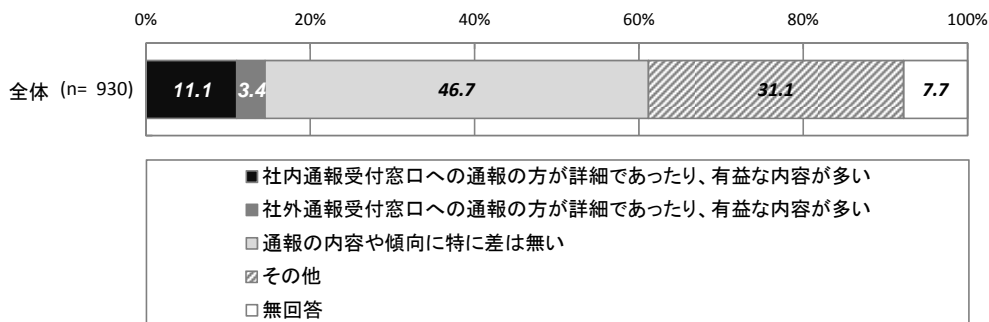
- 疑われる行為の発生、疑いのある場合
 - 法令違反と疑わしき事実が発生したとき(5,000人超、製造業、近畿地方)
 - 現状が法令違反の状態ではないのか疑問に感じた時(5,000人超、製造業、関東地方)
- 事案による
 - 案件による(5,000人超、複合サービス業、中部地方)
- その他
 - 職場で改善できない時(301人~1,000人、医療・福祉、中国・四国地方)
 - 不平・不満等が発生したとき(301人~1,000人、金融・保険業、関東地方)
 - 人間関係の問題で、業務に支障が出始めた時(51人~100人、製造業、関東地方)

(4) 社内外の通報窓口寄せられる通報の内容

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者のうち、社内と社外の双方に通報窓口を設置している事業者（n=930）に、それぞれに寄せられる通報の内容や傾向に違いがあるかを尋ねた。

「通報の内容や傾向に特に差は無い」が46.7%で最も高かった。「社内通報受付窓口への通報の方が詳細であったり、有益な内容が多い」は11.1%、「社外通報受付窓口への通報の方が詳細であったり、有益な内容が多い」は3.4%であった。

図表 53 通報窓口寄せられる通報の内容（単一回答）／全体



※その他には、通報実績なし、把握していない・不明（158件）を含む

○その他の主な内容（従業員数、業種、本社所在地）

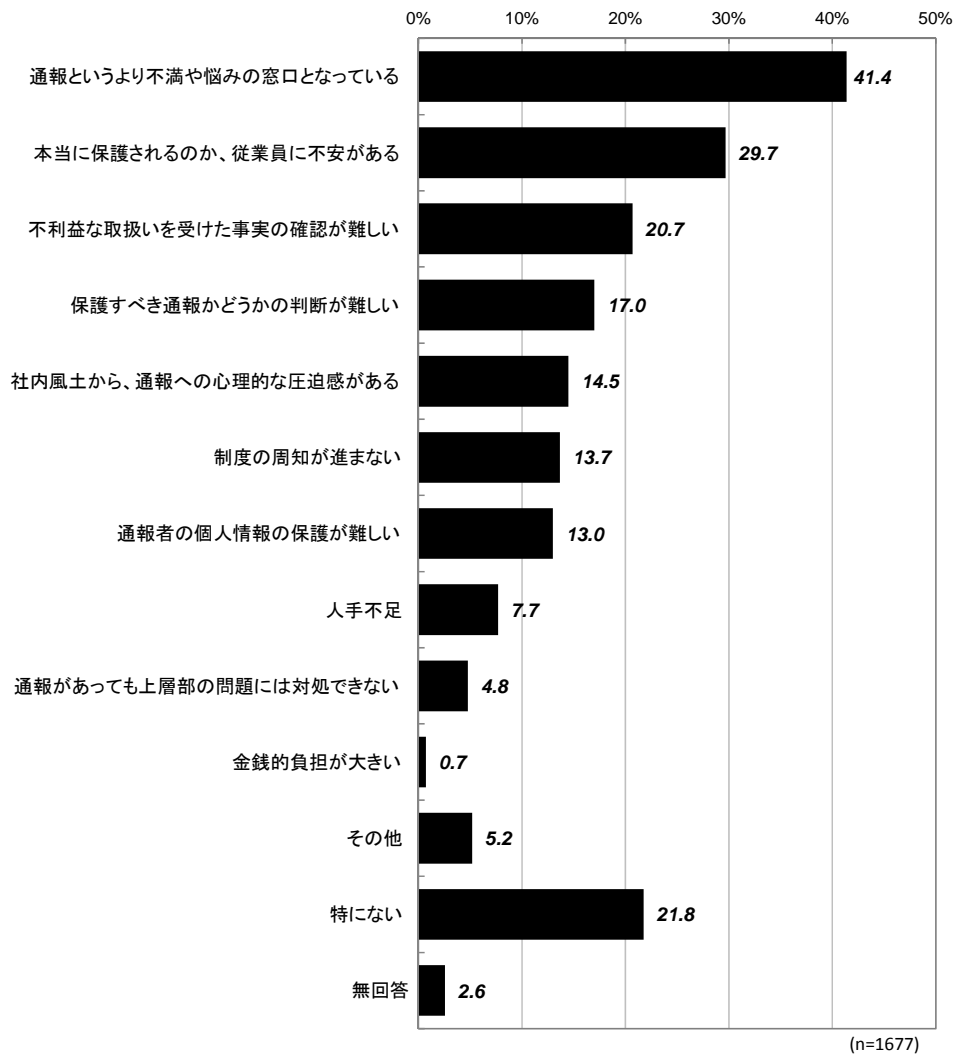
- どちらかの窓口には通報がない・ほとんどない
 - 社外通報受付窓口への通報実績がないため比較できない（101人～300人、その他サービス業、東北地方）
- その他
 - 被通報者が社内窓口に近い場合は社外窓口を利用する傾向（5,000人超、製造業、近畿地方）
 - 特段差はないものの、社外が弁護士受付ということもあり、法的解釈、社外から見てどう思うか等の相談が多い傾向がある（5,000人超、製造業、関東地方）
 - 匿名が多い（5,000人超、製造業、関東地方）
 - 社内窓口へは「相談」的な内容となる（21人～50人、情報サービス業、関東地方）
 - 社外はコンプライアンス違反、社内はハラスメントが中心（3,001人～5,000人、製造業、関東地方）
 - セクシャルハラスメント関連の通報は社外にされる傾向がある（101人～300人、その他、関東地方）
 - 案件による（5,000人超、複合サービス業、関東地方）

9. 運用上の課題や実務上の負担

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,677）に対し、内部通報制度を運用する上で、どのような課題や実務上の負担があると感じているかを尋ねた。

「特にない」は 21.8%であった。一方、「通報というより不満や悩みの窓口となっている」が 41.4%で最も高く、次いで、「本当に保護されるのか、従業員に不安がある」（29.7%）、「不利益な取扱いを受けた事実の確認が難しい」（20.7%）の順となった。

図表 54 運用上の課題や実務上の負担（複数回答）／全体



○その他の主な内容（従業員数、業種、本社所在地）

- 匿名の通報への対応が難しい
 - 匿名通報における調査が難しい（1,001人～3,000人、金融・保険業、関東地方）
 - 通報者が匿名の場合、その内容の真偽の確認（101人～300人、複合サービス業、関東地方）
- 調査が難しい
 - 通報相談内容の精査が難しい（301人～1,000人、製造業、中部地方）
 - 社内調査に限界があり、事実確認ができないケースあり（5,000人超、電気・ガス・熱供給・水道業、関東地方）
- 通報が少ない
 - PRに努めているが、通報件数が組織規模に比して少ないと感じられる（3,001人～5,000人、金融・保険業、関東地方）
 - 通報が殆どなく、有効に機能しているか疑問である（301人～1,000人、製造業、近畿地方）
- 認知度が低い
 - 通報制度の周知（51人～100人、製造業、関東地方）
- 制度を悪用される
 - 社内クレーマーが自らの処遇の悪さを「不利益取扱い」として主張するなど、悪用されるケースがある（5,000人超、製造業、近畿地方）
- 通報内容が正しいかどうかの判断が難しい
 - 通報内容が正しいか、従業員に不安がある（1,001人～3,000人、金融・保険業、中部地方）
- その他
 - 通報内容に関する調査・是正措置を誰に担当させるかの判断が難しい。調査・是正措置担当者の教育も課題（1,001人～3,000人、製造業、関東地方）
 - 窓口が信用されていない（301人～1,000人、製造業、近畿地方）
 - 他業務との兼務であり、人的負担が大きい（301人～1,000人、建設業、関東地方）
 - 受付担当者の心労負担が極めて大（5,000人超、製造業、関東地方）
 - 上層部が問題を重要視していない（101人～300人、卸売業、関東地方）
 - マネジメントの問題が多い、白黒つかない問題が多い（5,000人超、製造業、中部地方）

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど、「通報というより不満や悩みの窓口となっている」の割合が高い傾向がみられる。一方、従業員数の少ない事業者ほど、「特にない」の割合が高い傾向がみられる。

図表 55 運用上の課題や実務上の負担（複数回答）／従業員数別

		(%)													
	n	み通報の窓口となりつつは不満や悩	従業員に保護されるのか、	事実の利益が取り除かれた	の保証が難しいか	社内的な風土から通報への	制度の周知が進まない	が通報しにくい個人情	人手不足	問題にはあっても上層	金銭的負担が大きい	その他	特にない	無回答	
全体	1677	41.4	29.7	20.7	17.0	14.5	13.7	13.0	7.7	4.8	0.7	5.2	21.8	2.6	
従業員数	50人以下	65	40.0	24.6	12.3	21.5	13.8	7.7	16.9	9.2	3.1	1.5	29.2	4.6	
	51～100人	145	26.9	20.7	16.6	15.9	14.5	12.4	11.0	8.3	4.1	-	4.1	34.5	4.8
	101～300人	358	29.9	26.0	14.5	16.2	14.5	12.3	11.7	5.3	6.1	1.1	4.7	27.9	4.2
	301～1000人	558	34.9	29.7	21.0	15.6	14.9	16.3	12.2	4.8	5.0	0.2	4.7	23.7	2.0
	1001～3000人	279	50.2	33.7	25.8	20.4	17.2	15.1	15.4	9.7	4.3	0.7	4.3	13.6	1.4
	3000人超	269	69.1	36.4	27.5	17.1	11.2	10.8	13.8	14.1	3.3	1.1	9.3	9.7	0.4

窓口設置場所別にみると、「社外のみを設置」では、「通報というより不満や悩みの窓口となっている」(29.4%)の割合が全体と比較して低く、他方で、「人手不足」(15.7%)の割合が比較的高い。

図表 56 運用上の課題や実務上の負担（複数回答）／通報窓口の設置場所別

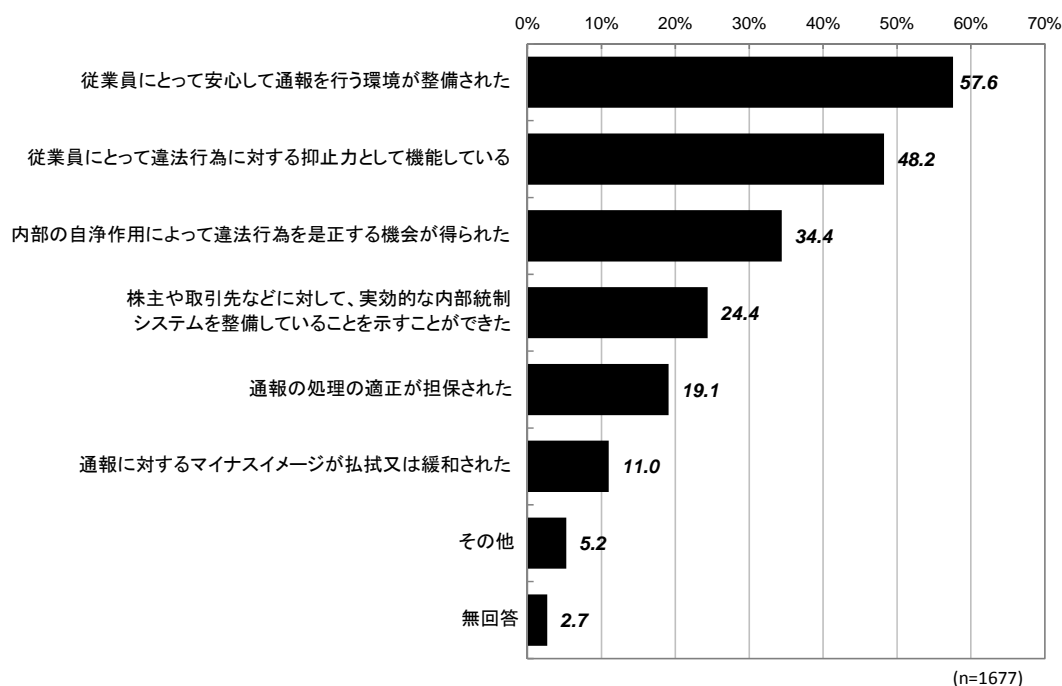
			(%)													
		n	み通報というより不満や悩みの窓口となっている	従業員に保護されるのか、	事実の確認が難しいを受けた	不利益な取扱いを受けた	保護すべき通報かどうかの判断が難しい	社内的風土から、通報への心理的な圧迫感がある	制度的周知が進まない	が通報者の個人情報の保護が難しい	人手不足	問題にはあっても上層部の対応が難しい	金銭的負担が大きい	その他	特になし	無回答
全体		1677	41.4	29.7	20.7	17.0	14.5	13.7	13.0	7.7	4.8	0.7	5.2	21.8	2.6	
場 所 置	社内外いずれにも設置	930	42.5	31.1	20.1	15.5	14.5	13.0	12.2	6.8	3.8	0.4	6.7	20.4	1.9	
	社内のみに設置	637	41.9	26.8	22.8	19.5	14.4	15.1	14.1	7.8	5.8	0.9	3.3	22.4	2.8	
	社外のみを設置	102	29.4	36.3	14.7	15.7	15.7	11.8	12.7	15.7	6.9	2.0	3.9	30.4	2.9	

10. 通報窓口を設置したことによる効果

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,677）に対し、通報窓口を設置したことによる効果を尋ねた。

「従業員にとって安心して通報を行う環境が整備された」（57.6%）が最も高く、次いで「従業員にとって違法行為に対する抑止力として機能している」（48.2%）、「内部の自浄作用によって違法行為を是正する機会が得られた」（34.4%）の順となった。

図表 57 通報窓口を設置したことによる効果（複数回答）／全体



○その他の主な内容（従業員数、業種、本社所在地）

- 経営と作業員の距離感が縮まった（101人～300人、製造業、関東地方）
- 官公庁に対するアピール（101人～300人、建設業、東北地方）
- 会社の方針の1つである「法令遵守」に沿った形あるものができている（101人～300人、運輸業、関東地方）
- 以前から海外の親会社に通報窓口を設置していたが、日本の弁護士事務所にも通報先に加え、調査を真摯に行い対応した結果、通報件数が増えた（金融・保険業、関東地方）
- サービス内容の改善と利用者家族からの信頼度が向上（101人～300人、医療・福祉、東北地方）

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「従業員にとって安心して通報を行う環境が整備された」の割合が高い傾向がみられる。

図表 58 通報窓口を設置したことによる効果（複数回答）／従業員数別

		(%)							
	n	従業員が整備された環境が安心して通報を行う	従業員として違法行為に対する抑制力として機能している	内部の自浄作用によって違法行為を是正する機会が得られた	株主や取引先などに対する統制システムを整備して、実効的な内部統制システムを整備できた	通報の処理の適正が担保された	通報に対するマイナスイメージが払拭又は緩和された	その他	無回答
全体	1677	57.6	48.2	34.4	24.4	19.1	11.0	5.2	2.7
従業員数	50人以下	65	44.6	44.6	32.3	24.6	16.9	9.2	4.6
	51~100人	145	42.1	40.0	27.6	24.8	16.6	7.6	5.5
	101~300人	358	57.8	48.6	23.2	23.2	16.5	11.2	6.7
	301~1000人	558	55.9	47.1	31.0	23.1	19.4	10.9	5.4
	1001~3000人	279	61.3	49.8	40.9	24.4	20.8	10.8	3.2
	3000人超	269	69.1	54.3	54.3	28.6	22.3	13.4	2.6

窓口設置場所別にみると、“社内外いずれにも設置”の事業者では「内部の自浄作用によって違法行為を是正する機会が得られた」（38.3%）の割合が“社内だけに設置”している事業者（29.7%）と比較して高い。

図表 59 通報窓口を設置したことによる効果（複数回答）／通報窓口の設置場所別

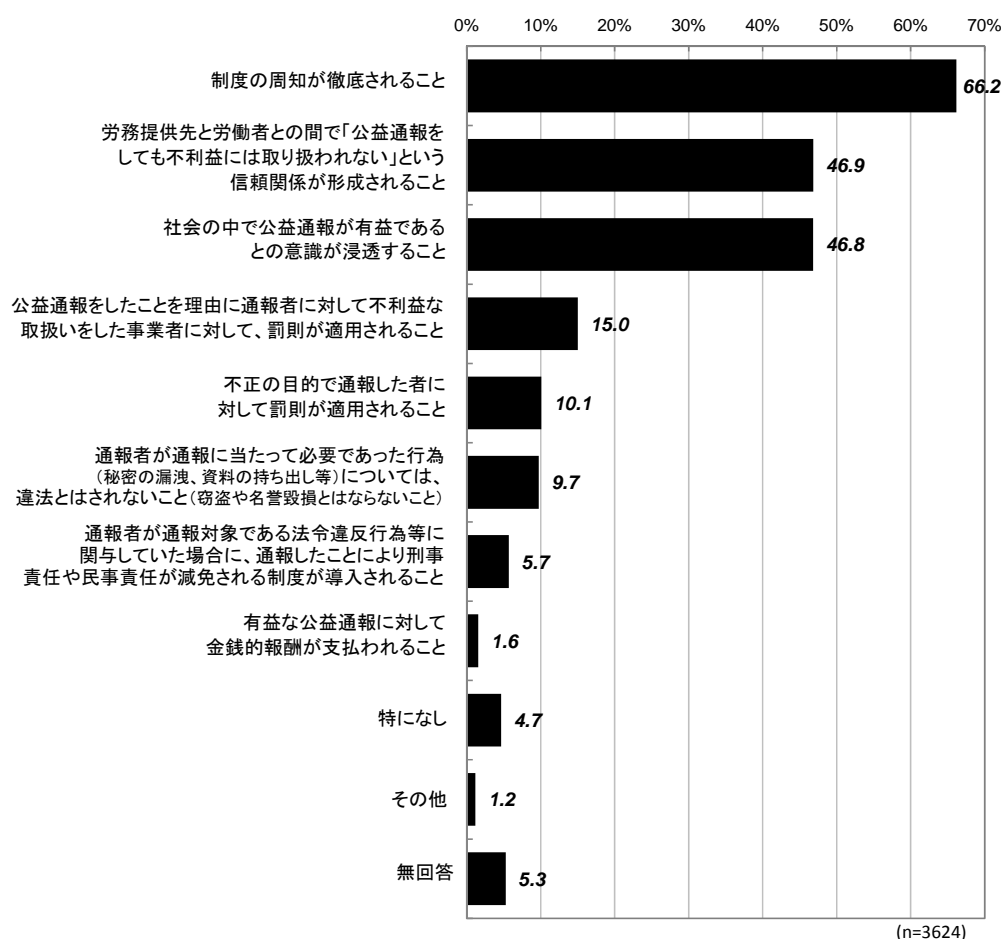
		(%)							
	n	従業員が整備された環境が安心して通報を行う	従業員として違法行為に対する抑制力として機能している	内部の自浄作用によって違法行為を是正する機会が得られた	株主や取引先などに対する統制システムを整備して、実効的な内部統制システムを整備できた	通報の処理の適正が担保された	通報に対するマイナスイメージが払拭又は緩和された	その他	無回答
全体	1677	57.6	48.2	34.4	24.4	19.1	11.0	5.2	2.7
場 所 設 置	社内外いずれにも設置	930	60.5	48.9	38.3	27.8	20.2	11.6	4.4
	社内だけに設置	637	53.2	48.0	29.7	20.9	17.6	10.5	6.4
	社外だけに設置	102	61.8	46.1	29.4	16.7	19.6	7.8	5.9

11. 公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと

公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なことを尋ねた。

「制度の周知が徹底されること」が66.2%で最も高く、次いで「労務提供先と労働者との間で『公益通報をしても不利益には取り扱われない』という信頼関係が形成されること」(46.9%)、「社会の中で公益通報が有益であるとの意識が浸透すること」(46.8%)と続く。

図表 60 公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと（複数回答）／全体



○その他の主な内容（従業員数、業種、本社所在地）

- 事例や判例
 - 通報者の保護を徹底した上でケーススタディとして発生した事案を教材にすること（21人～50人、製造業、中国・四国地方）
 - 内部通報により不正が是正されたことの情報開示が進むこと（101人～300人、金融・保険業、関東地方）
- 社内風土の醸成
 - 通報制度の社内啓蒙活動による、通報しやすい環境（社風）の形成（1,001人～3,000人、製造業、近畿地方）
- 嫌がらせに対する不安の解消
 - 通報者が不利益な扱いを受けることへの不安は持っていないが、職場内でうわさが広まり仕事がしづらくなることへの不安が大きく、これを解消すること（301人～1,000人、金融・保険業、九州・沖縄地方）
 - 業務上の疑問、不安（3,001人～5,000人、製造業、関東地方）
- その他
 - 制度／法令の分かりやすい名称への変更（5,000人超、製造業、関東地方）
 - 倫理教育等の徹底がなされること（21人～50人、その他サービス業、中国・四国地方）

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど、「労務提供先と労働者との間で『公益通報をしても不利益には取り扱われない』という信頼関係が形成されること」の割合が高い傾向がみられる。

図表 61 公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと（複数回答）／従業員数別 (%)

	n	制度の周知が徹底されること	公益通報者保護制度が「取り扱われない」という信頼関係が形成されること	社会の中で公益通報が有益であるとの意識が浸透すること	公益通報をしたことを理由に通報者に対して不利益な取扱いをされた事業者に対して、罰則が適用されること	不正の目的で通報した者に対して罰則が適用されること	いこと（窃盗や名誉毀損とはならないこと）	通報者が通報に当たって必要であった行為（秘密の漏洩、資料の持ち出し等）	減免される制度が導入されること	通報者が通報対象である法令違反行為等に關与していない場合に、通報したことにより刑事責任や民事責任が	有益な公益通報に対して金銭的報酬が支払われること	特になし	その他	無回答
全体	3624	66.2	46.9	46.8	15.0	10.1	9.7	5.7	1.6	4.7	1.2	5.3		
従業員数	50人以下	647	61.8	27.4	32.6	14.2	11.0	8.8	6.0	1.5	8.3	2.0	12.1	
	51～100人	659	68.6	42.9	47.2	14.6	11.1	9.7	6.1	1.2	3.8	0.6	5.5	
	101～300人	896	65.7	47.3	49.3	14.6	11.4	9.7	5.5	1.9	4.8	1.0	4.2	
	301～1000人	793	68.0	53.0	49.2	16.9	8.6	11.5	5.4	1.4	3.3	1.4	2.0	
	1001～3000人	330	67.9	62.7	56.7	14.2	8.2	8.8	7.0	1.2	3.6	0.3	1.2	
	3000人超	278	69.8	66.5	55.8	15.5	8.6	8.6	4.7	2.5	3.2	1.8	0.4	

業種別にみると、いずれの業種区分でも上位にあげられた回答に大きな差異はみられないものの、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融・保険業」では「労務提供先との間で『公益通報をしても不利益には取り扱われない』という信頼関係が形成されること」の割合が高い傾向がみられる。

図表 62 公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと（複数回答）／業種別 (%)

	n	制度の周知が徹底されること	公益通報者保護制度が「取り扱われない」という信頼関係が形成されること	社会の中で公益通報が有益であるとの意識が浸透すること	公益通報をしたことを理由に通報者に対して不利益な取扱いをされた事業者に対して、罰則が適用されること	不正の目的で通報した者に対して罰則が適用されること	いこと（窃盗や名誉毀損とはならないこと）	通報者が通報に当たって必要であった行為（秘密の漏洩、資料の持ち出し等）	減免される制度が導入されること	通報者が通報対象である法令違反行為等に關与していない場合に、通報したことにより刑事責任や民事責任が	有益な公益通報に対して金銭的報酬が支払われること	特になし	その他	無回答
全体	3624	66.2	46.9	46.8	15.0	10.1	9.7	5.7	1.6	4.7	1.2	5.3		
業種	建設業	341	62.8	37.0	12.3	10.3	8.8	6.7	2.1	7.9	1.8	10.6		
	製造業	832	65.3	49.9	50.8	13.9	9.1	10.1	6.6	1.8	4.3	1.2	4.0	
	電気・ガス・熱供給・水道業	35	74.3	68.6	48.6	17.1	2.9	11.4	2.9	-	2.9	-	-	
	情報通信・運輸業	432	64.8	48.6	42.4	15.7	12.0	10.0	4.9	2.1	3.9	0.9	4.4	
	卸売・小売業	573	67.2	46.8	47.3	14.0	9.6	8.2	5.1	0.7	5.9	1.6	4.5	
	金融・保険業	183	71.0	65.6	57.4	12.6	4.4	7.1	3.8	0.5	4.9	1.1	1.1	
	不動産業	83	54.2	39.8	51.8	20.5	12.0	12.0	8.4	-	4.8	1.2	6.0	
	サービス業	1005	68.9	43.6	46.8	16.7	11.6	11.0	5.6	2.0	3.7	1.0	4.9	
	その他	120	68.3	52.5	48.3	19.2	8.3	8.3	6.7	0.8	3.3	0.8	3.3	

【参考】平成 20 年度調査、平成 22 年度調査との比較

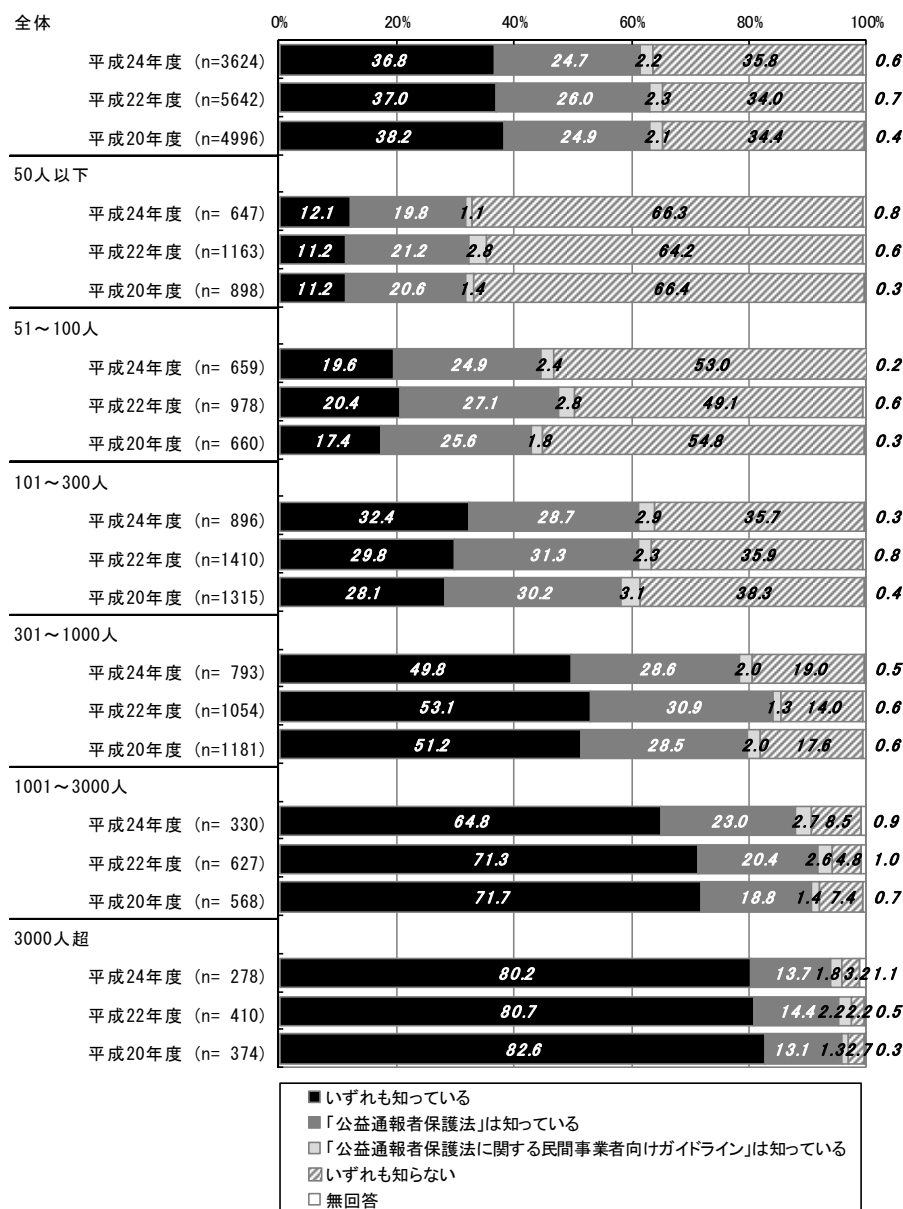
法及びガイドラインの認知度及び内部通報制度の導入状況について平成 20 年度調査、平成 22 年度調査との比較を行った。ただし、標本抽出方法や、質問項目、選択肢等が今回の調査と一部異なる点に留意が必要である。（平成 20 年度調査、平成 22 年度調査の基本設計については、p2～p5 を参照。）

1. 法及びガイドラインの認知度

平成 20 年度調査、平成 22 年度調査と比較して、法及びガイドラインの認知度に大きな差はみられない。

従業員数別にみても、大きな差異は見られない。

図表 63 法及びガイドラインの認知度（単一回答）／従業員数別、調査年度別

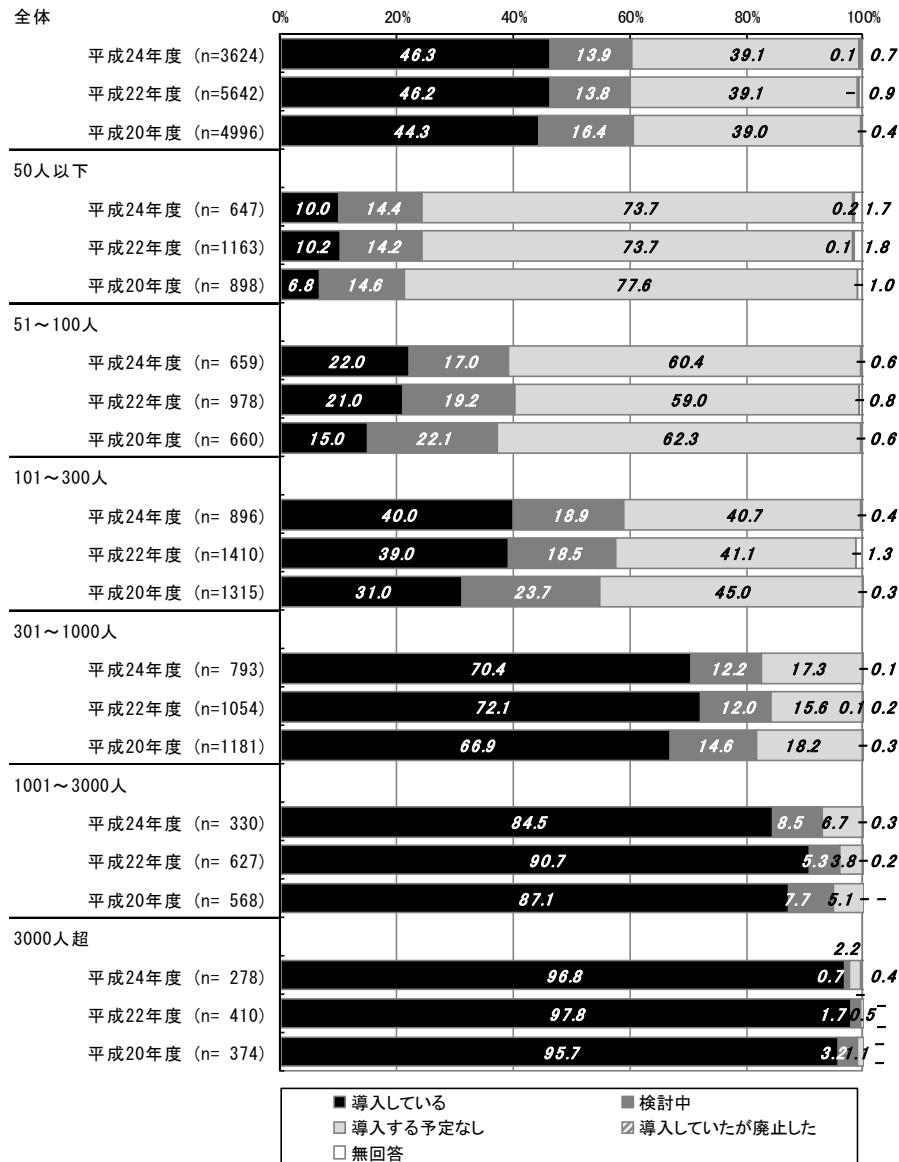


2. 内部通報制度の導入状況

平成20年度調査、平成22年度調査と比較して、内部通報制度の導入状況に大きな差異はみられない。

従業員数別にみても、大きな差異は見られない。

図表 64 内部通報制度の導入有無（単一回答）／従業員数別、調査年度別



注：平成20年度調査では、選択肢「導入していたが廃止した」は設けていない。

Ⅲ 調査票

【消費者庁調査】民間事業者における通報処理制度に関するアンケート調査

調査ご協力をお願い

この調査は、消費者庁の企画により、現時点における民間企業の公益通報者保護法の認知状況や内部通報制度の導入状況等の実態を把握するために実施するもので、国における公益通報者保護制度のさらなる普及・啓発に向けた施策の立案等に資するものです。

簡単にご回答いただける調査内容となっておりますので、下記をよくご確認ください、ご承諾いただける事業者(回答担当者含む)は、ぜひご協力をお願い申し上げます。

なお、この調査は、消費者庁(消費者制度課)の委託により、株式会社ノルド(社会環境研究所)が行なうものです。

Web アンケートページ URL: [http://www.**.***/**/****](http://www.****.***/**/****)**
(Web アンケートページでのご回答にご協力ください。)

■■■ ご回答情報・個人情報の取扱いに関する注意事項 ■■■

- 本アンケートのご回答内容は、回答企業又は回答担当者の同意なく、回答企業又は回答担当者個人の情報が特定されて消費者庁及び株式会社ノルド(社会環境研究所)以外の第三者に開示されるようなことは一切ございません。
- ご回答内容は、調査目的を達成するために統計的に処理又は個別企業名・個人名を秘匿化の上で分析し、その結果を報告書として取りまとめます。報告書の内容は消費者庁の施策の一環として公表されることがありますが、回答企業又は回答担当者個人が特定される情報は一切含まれません。
- ご回答内容は株式会社ノルド(社会環境研究所)から消費者庁に対してのみ提供いたしますが、ご回答内容に基づいて個別企業及び個人に対する指導、処分や不利益となる取扱いが行なわれることは一切ございません。
- 貴社名、氏名、連絡先等のご記入欄が設けられていますが、これらの情報は、調査目的及びご回答内容に関する消費者庁又は株式会社ノルド(社会環境研究所)からの問合せ、抄録の提供の目的のみに利用いたします。アンケート末尾にあるヒアリング調査へのご協力の可否については、別途ご確認ください。
- 本アンケートのご回答結果の秘密保持、情報の取扱い、安全管理に十分配慮し適切な措置を講じます。
- 本アンケートの情報処理業務を社外に委託する場合、委託先とは契約を結ぶなどして、情報の取扱い及び安全管理には十分配慮いたします。
- 本アンケートに関する個人情報等、ご回答情報の開示/変更/訂正/削除、その他情報の取扱いに関する問合せにつきましては、下記のお問合せ先までお願いいたします。
- 調査実施機関である株式会社ノルド(社会環境研究所)の個人情報保護方針は下記をご覧ください。
<http://www.nord-ise.com/inquiry/policy.html>

■■■ ご記入にあたって(ご郵送いただく場合) ■■■

- ご記入は、鉛筆、ボールペン等なんでも結構ですが、黒か紺色でお願いします。
- ご回答は、該当する番号に○印を付けていただく方法によりますが、選択肢で「その他」を選んでいただいた場合など具体的内容をご記入いただくものもございます。
- 各設問により○印を付けていただく数が異なります。各問に(いくつでも○印)(1つだけ○印)(3つ以内で○印)といった表記がありますので、それにしたがってご記入ください。
- 各問に「問○へお進みください」といった表記がありますので、それに従ってご記入ください。

【お問い合わせ先:調査実施機関】

株式会社ノルド 社会環境研究所

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-10 フォレストタワー7階

TEL. 03-5524-7333 / FAX. 03-5524-7332



株式会社ノルド 社会環境研究所は、財団法人日本情報処理開発協会より、プライバシーマークの付与認定を受けています。

●内部通報制度の導入状況についてお伺いします。

本アンケート調査でいう「内部通報制度」とは、企業等において、法令違反や不正行為等の発生又はそのおそれのある場合に、そのような状況を知る従業員等の通報を直接受け付け、通報に対して適切に対応する仕組みのことを意味します。

問1 「公益通報者保護法」及び「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」^(注)をご存知ですか。(1つだけ○印)

(注)「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」とは、平成17年7月に当時の内閣府国民生活局が、公益通報者保護法を踏まえ、労働者からの通報を事業者内において適切に処理するための指針を示したものである。

1. いずれも知っている
2. 「公益通報者保護法」のみ知っている
3. 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」のみ知っている
4. いずれも知らない

→選択肢「1」「2」「3」に○を付けた方は、問2へお進みください

→選択肢「4」に○を付けた方は、問3へお進みください

問2 (前問で「1」「2」「3」に○を付けた方)「公益通報者保護法」及び「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」を何から知りましたか。(いくつでも○印)

- | | |
|--|--|
| 1. 業界団体、同業者等 | 6. インターネット (5.を除く) |
| 2. 新聞 (一般紙) | 7. テレビ |
| 3. 新聞 (専門紙・業界紙) | 8. ラジオ |
| 4. 雑誌 | 9. 消費者庁のパンフレット、ハンドブック
(平成21年8月以前の内閣府のものを含みます) |
| 5. 消費者庁のホームページ
(公益通報者保護制度に関する平成21年8月
以前の内閣府のホームページを含みます) | 10. 説明会、シンポジウム |
| | 11. その他 [(具体的に)] |

→問3へお進みください

問3 内部通報制度を導入^(注)していますか。(1つだけ○印)

(注)「導入している」とは、通報することができる従業員等が制度の仕組みについて知り得る状況にある場合をいいます

1. 導入している
2. 検討中
3. 導入する予定なし
4. 導入していたが廃止した [(廃止理由)]

→選択肢「1」に○を付けた方は、問3-1へお進みください

→選択肢「2」「3」「4」に○を付けた方は、問3-5へお進みください

問3-1 (問3で「1」に○を付けた方)内部通報制度を導入した目的・理由は何ですか。(3つ以内で○印)

1. 違法行為その他様々な問題の未然防止・早期発見に資するため
2. 従業員が安心して通報ができる環境を整備するため
3. 顧問弁護士や所属団体等から導入を推奨されたため
4. 公益通報者保護法やガイドラインを踏まえた対応をするため
5. 企業の社会的責任(CSR)を果たしていく上で必要だから
6. 株主や取引先などに対して、実効的な内部統制システムを整備していることを示すため
7. 労働組合や労働者から導入を求められたため
8. 内部の自浄作用によって違法行為を是正し、外部(行政機関、報道機関等)に持ち出さないようにするため
9. その他 [(具体的に)]

→問3-2へお進みください

問3-2 (問3で「1」に○を付けた方)内部通報制度をいつ導入しましたか。(1つだけ○印)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 平成16年5月以前 | 4. 平成20年4月～平成22年3月 |
| 2. 平成16年6月～平成18年3月 | 5. 平成22年4月～平成24年3月 |
| 3. 平成18年4月～平成20年3月 | 6. 平成24年4月以降 |

→問3-3へお進みください

問3-3 (問3で「1」に○を付けた方) 通報処理の仕組みや通報者の解雇・不利益取扱いの禁止等を定めた内部規程を整備していますか。(1つだけ○印)

- | |
|--------------|
| 1. 整備している |
| 2. 整備を検討している |
| 3. 整備していない |

→選択肢「1」に○を付けた方は、問3-4へお進みください

→選択肢「2」「3」に○を付けた方は、問4へお進みください

問3-4 (問3-3で「1」に○を付けた方) 内部規程を整備している場合、いかなる事項が定められていますか。(いくつでも○印)

- | | |
|--|---|
| 1. 通報受付窓口の設置 | 6. 正当な通報をしたことを理由とする解雇・不利益取扱いの禁止 |
| 2. 調査の実施 | 7. 正当な通報又はそれに付随する行為の免責 |
| 3. 是正措置・再発防止策 | 8. 通報者へのフォローアップ(通報の受理・調査結果・是正措置等についての通報者への通知、嫌がらせが行われていないかの確認等) |
| 4. 利益相反行為の排除(受付担当者・調査担当者は、自らが関係する通報事案の処理に参与してはならない等) | 9. 法令違反等の再発防止に係るフォローアップ(法令違反行為の再発の有無の確認、是正措置・再発防止策が機能しているかの確認等) |
| 5. 通報者の秘密の保護(通報者が誰であるかを漏えいしたり、通報者を特定する行為の禁止等) | 10. 内部通報制度の仕組みの社内への周知 |
| | 11. その他 [(具体的な内容)] |

→問4へお進みください

問3-5 (問3で「2」「3」「4」に○を付けた方) 内部通報制度を導入していない理由は何ですか。(3つ以内で○印)

- | | |
|---|--|
| 1. どのような制度なのかわからない | 8. 効果が期待できない |
| 2. どのようにして導入すればよいかわからない | 9. 人手が足りない |
| 3. 必要な制度ではあるが、優先度が低い | 10. 金銭的負担がかかる |
| 4. 経営陣が導入に慎重又は反対である | 11. 従業員間の不和の元となる |
| 5. 同規模の同業他社等も導入していない | 12. 制度がなくても、法令違反行為等を明らかにし、かつ適切に対応する社内風土がすでに醸成されている |
| 6. 社外窓口の設置であれば考えてもよいが、適当な依頼先がない又は誰にどのように依頼すればよいかわからない | 13. 必要性を感じない [(具体的な理由)] |
| 7. (規模・組織の状況等からみて) 通報者の秘密が守れない | 14. 法律上の義務とはされていない |
| | 15. その他 [(具体的に)] |

→問3-6へお進みください

問3-6 (問3で「2」「3」「4」に○をつけた方) 導入を検討するに当たってどのような情報等が必要となりますか。(いくつでも○印)

- | |
|------------------------------|
| 1. 内部通報制度や公益通報者保護法についての基本的事項 |
| 2. 内部通報制度の設置・運営に要する費用 |
| 3. 内部通報制度の設置・運営に要する人員 |
| 4. 内部通報制度の設置・運営に関するマニュアル |
| 5. 内部通報制度が効果的に機能した他社の具体的事例 |
| 6. その他 [(具体的に)] |

→問21(7ページ)へお進みください

(以下、問4～問20までの質問は、問3で「1」(「内部通報制度を導入している」)に○を付けた方)

問4 内部通報制度の責任者はどなたですか。(1つだけ○印)

- | | |
|--|-----------------|
| 1. 経営トップ(社長等) | 3. 監査役又は監査役会 |
| 2. 取締役・執行役その他の役員
(※「3. 監査役又は監査役会」を除く) | 4. 担当部門長(役員以外) |
| | 5. その他 [(具体的に)] |

→問5へお進みください

問5 通報受付窓口は「社内」・「社外」のいずれに設置していますか。(1つだけ○印)

(注1)「社内通報受付窓口」とは、労務提供先の組織内部に設置されている窓口のことをいいます(例：社内法務部や社内コンプライアンス担当部署など社内に設置された通報受付窓口)

(注2)「社外通報受付窓口」とは、労務提供先が予め定め、かつ、労務提供先の組織外部に設置された窓口のことをいいます(例：労務提供先が予め定めた法律事務所や通報受付専門会社など、第三者機関に設置された通報受付窓口)

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 社内外いずれにも設置 | 3. 社外のみを設置 |
| 2. 社内のみを設置 | 4. 社内外いずれにも設置していない |
| [(具体的な受付方法)] | |

→選択肢「1」又は「2」に○を付けた方は、問5-1へお進みください

→選択肢「3」に○を付けた方は、問5-2へお進みください

→選択肢「4」に○を付けた方は、問5-3へお進みください

問5-1 (問5で「1」又は「2」に○を付けた方)「社内」の通報受付窓口はどの部門に所属していますか。(窓口が複数の場合又は当該部門が複数の役割を有する場合にはいくつでも○印)

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 経営トップ(社長等)直轄 | 6. 内部統制の統括部門 |
| 2. 役員直轄 | 7. CSR部門 |
| 3. 総務部門 | 8. 法務・コンプライアンス部門 |
| 4. 人事部門 | 9. 監査部門 |
| 5. 経営企画部門 | 10. その他[(具体的に)] |

→問5で選択肢「1」に○を付けた方は問5-2へお進みください。

→問5で選択肢「2」に○を付けた方は問5-3へお進みください。

問5-2 (問5で「1」又は「3」に○を付けた方)「社外」の通報受付窓口はどこに設置していますか。(いくつでも○印)

(注)「顧問弁護士」とは、顧問契約の有無にかかわらず貴社から法律事務を継続的に受任している弁護士をいいます

- | | |
|--|--------------------|
| 1. 法律事務所(顧問弁護士 ^(注))に委託している | 4. 親会社や関連会社に設置している |
| 2. 法律事務所(顧問でない弁護士)に委託している | 5. 労働組合に設置している |
| 3. 通報受付の専門会社に委託している | 6. その他[(具体的に)] |

→問6へお進みください。

問5-3 (問5で「2」又は「4」に○を付けた方)社外に通報受付窓口を設置していない理由は何ですか。(3つ以内で○印)

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1. どのようにして設置すればよいのかわからない | 5. 効果が期待できない |
| 2. 適当な設置先がない | 6. コストがかかる |
| 3. 社内窓口があれば十分である | 7. 社内の情報が外部に出ることに抵抗がある |
| 4. 必要性がない | 8. その他[(具体的に)] |

→問6へお進みください

問6 内部通報制度で対象としている通報者には、どのような方が含まれますか。(いくつでも○印)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 正社員 | 7. グループ企業の役員 |
| 2. 契約社員・パート・アルバイト | 8. グループ企業の従業員 |
| 3. 派遣社員 | 9. 取引先の役員 |
| 4. 退職者 | 10. 取引先の従業員 |
| 5. 取締役 | 11. その他[(具体的に)] |
| 6. 役員(取締役以外) | 12. 限定していない |

→問7へお進みください

問7 内部通報制度で対象としている通報内容には、どのようなものが含まれますか。(いくつでも○印)

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1. 公益通報者保護法の対象となる法令違反行為 | 4. 会社秩序・服務規律に反する行為 |
| 2. 公益通報者保護法の対象外の法令違反行為 | 5. その他[(具体的に)] |
| 3. 企業倫理・企業行動規範に反する行為 | 6. 限定していない |

→問8へお進みください

問8 内部通報制度で対象としている通報者に対し、通報処理の仕組み等についてどのような周知活動を行っていますか。(いくつでも○印)

1. 社内通知	5. パンフレットやリーフレット
2. 説明会	6. イン트라ネット
3. 社内研修	7. その他
4. 社内報等の広報誌	[(具体的に)]

→問9へお進みください

問9 内部通報制度について、外部の利害関係者(注)に対し、どのようにして情報開示を行っていますか。(いくつでも○印)(注)「利害関係者」とは、株主、債権者、取引先、顧客、地域住民等をいい、問6で○を付けた者は除きます。

1. 法令によって作成が義務付けられている各種報告書類(会社法の事業報告、金融商品取引法の有価証券報告書・内部統制報告書等)
2. 投資家向け広報(IR)※上記1に掲げたものを除く
3. 環境・社会報告書、CSR報告書
4. 企業PRパンフレット、リーフレット※上記3に掲げたものを除く
5. 自社のホームページ
6. その他[(具体的に)]
7. 特に行っていない

→問10へお進みください

問10 匿名による通報を受け付けていますか。(1つだけ○印)

1. 受け付けている	3. 受け付けていない
2. 通報内容によっては受け付けている	4. その他[(具体的に)]

→問11へお進みください

問11 過去1年間に通報受付窓口(社内・社外合計)に寄せられた内部通報件数はどの程度ですか。(1つだけ○印)

1. 0件	4. 11~30件	7. 把握していない
2. 1~5件	5. 31件~50件	
3. 6~10件	6. 50件超	

→選択肢「1」に○を付けた方は問15へお進みください。

→選択肢「2」~「7」に○を付けた方で**社外**に通報受付窓口を設置している場合、問12へお進みください

→選択肢「2」~「7」に○を付けた方で**社内**にのみ通報受付窓口を設置している場合、問13へお進みください

問12 (問5で「1」又は「3」に○を付けた方) **社外**通報受付窓口も設置している場合、過去1年間に**社外**通報受付窓口寄せられた通報件数はどの程度ですか。(1つだけ○印)

1. 0件	4. 11~30件	7. 把握していない
2. 1~5件	5. 31件~50件	
3. 6~10件	6. 50件超	

→問13へお進みください。

問13 過去1年間に通報受付窓口(社内・社外合計)に寄せられた通報は、どのような方からのものですか。(いくつでも○印)

1. 正社員	7. グループ企業の役員
2. 契約社員・パート・アルバイト	8. グループ企業の従業員
3. 派遣社員	9. 取引先の役員
4. 退職者	10. 取引先の従業員
5. 取締役	11. 匿名
6. 役員(取締役以外)	12. その他[(具体的に)]

→問14へお進みください

問14 過去1年間に通報受付窓口（社内・社外合計）に最も多く通報を寄せたのは、どのような方ですか。（前問で○を付けた通報者の中から1つだけ○印）

1. 正社員	7. グループ企業の役員
2. 契約社員・パート・アルバイト	8. グループ企業の従業員
3. 派遣社員	9. 取引先の役員
4. 退職者	10. 取引先の従業員
5. 取締役	11. 匿名
6. 役員（取締役以外）	12. その他〔(具体的に)〕

→問15へお進みください

問15 通報受付窓口寄せられる通報は、どのような内容のものが多いですか。（3つ以内で○印）

1. 人事労務関係
2. 職場環境
3. 人間関係
4. 会社秩序・服務規律違反
5. 企業倫理・企業行動規範違反
6. 法令違反（上記1～5に含まれるものを除く）
7. その他〔(具体的に)〕

→問16へお進みください

問16 通報受付窓口寄せられる通報が、法令違反に関するものである場合、どのような法令に関するものが多いですか。（一つだけ○印）

1. 公益通報者保護法の対象となる法令違反行為	3. 把握していない
2. 公益通報者保護法の対象外の法令違反行為	4. その他〔(具体的に)〕

→問17へお進みください

問17 通報受付窓口寄せられる通報は、どのようなタイミングで寄せられることが多いですか。（一つだけ○印）

1. 法令違反等が、既に発生した後
2. 法令違反等が、まさに発生しようとしているとき
3. 法令違反等が、発生するおそれが認められるとき
4. その他〔(具体的に)〕

→社内・社外いずれにも通報受付窓口を設置している（問5で「1」に○を付けた）方は問18へお進みください

→社内・社外いずれか一方に通報受付窓口を設置している（問5で「2」又は「3」に○を付けた）方は問19へお進みください

問18 （問5で「1」に○を付けた方）社内と社外の双方に通報受付窓口を設置している場合、寄せられる通報相談の内容や傾向に違いはありますか。（1つだけ○印）

1. 社内通報受付窓口への通報の方が詳細であったり、有益な内容が多い
2. 社外通報受付窓口への通報の方が詳細であったり、有益な内容が多い
3. 通報の内容や傾向に特に差は無い
4. その他〔(具体的に)〕

→問19へお進みください

問19 内部通報制度を運用する上で、どのような課題や実務上の負担があると感じますか。（いくつでも○印）

1. 通報というより不満や悩みの窓口となっている	7. 制度の周知が進まない
2. 通報があっても上層部の問題には対処できない	8. 通報者の個人情報の保護が難しい
3. 本当に保護されるのか、従業員に不安がある	9. 人手不足
4. 保護すべき通報かどうかの判断が難しい	10. 金銭的負担が大きい
5. 社内風土から、通報への心理的な圧迫感がある	11. その他〔(具体的に)〕
6. 不利益な取扱いを受けた事実の確認が難しい	12. 特にない

→問20へお進みください

問20 通報受付窓口を設置したことによる効果はどのようなものがありましたか。(3つ以内で○印)

1. 従業員にとって安心して通報を行う環境が整備された
2. 従業員にとって違法行為に対する抑止力として機能している
3. 通報に対するマイナスイメージが払拭又は緩和された
4. 通報の処理の適正が担保された
5. 株主や取引先などに対して、実効的な内部統制システムを整備していることを示すことができた
6. 内部の自浄作用によって違法行為を是正する機会が得られた
7. その他 [(具体的に)]

→問21へお進みください

問21 公益通報者保護制度がより身近なものとなるために必要なことは何ですか。(3つ以内で○印)。

1. 制度の周知が徹底されること
2. 社会の中で公益通報が有益であるとの意識が浸透すること
3. 労務提供先と労働者との間で「公益通報をしても不利益には取り扱われない」という信頼関係が形成されること
4. 公益通報をしたことを理由に通報者に対して不利益な取扱いをした事業者に対して、罰則が適用されること
5. 通報者が通報対象である法令違反行為等に関与していた場合に、通報したことにより刑事責任や民事責任が減免される制度が導入されること
6. 通報者が通報に当たって必要であった行為(秘密の漏洩、資料の持ち出し等)については、違法とはされないこと(窃盗や名誉毀損とはならないこと)
7. 不正の目的で通報した者に対して罰則が適用されること
8. 有益な公益通報に対して金銭的報酬が支払われること
9. 特になし
10. その他 [(具体的に)]

→問22へお進みください

貴社・ご担当者についてお伺いします。

問22 貴社の従業員数(パート、非常勤職員等も含む)は。(1つだけ○印)

- | | | |
|------------|----------------|------------------|
| 1. 5人以下 | 4. 51人～100人 | 7. 1,001人～3,000人 |
| 2. 6人～20人 | 5. 101人～300人 | 8. 3,001人～5,000人 |
| 3. 21人～50人 | 6. 301人～1,000人 | 9. 5,000人超 |

→問23へお進みください

問23 貴社の業種は。(1つだけ○印)

- | | | |
|-------------------|--------------------|---------------------|
| 1. 農林・漁業・鉱業 | 8. 卸売業 | 15. 教育・学習支援業(学校も含む) |
| 2. 建設業 | 9. 小売業 | 16. 複合サービス業 |
| 3. 製造業 | 10. 金融・保険業 | 17. 旅行業 |
| 4. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 11. 不動産業 | 18. その他サービス業 |
| 5. 情報通信業(放送業除く) | 12. 飲食業 | 19. その他 [(具体的に)] |
| 6. 情報サービス業(放送業含む) | 13. 宿泊業 | |
| 7. 運輸業 | 14. 医療・福祉(病院も含む)] | |

→問24へお進みください

問24 貴社の資本金は。(1つだけ○印)

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1. 500万円以下 | 5. 5,000万超～1億円 |
| 2. 500万超～1,000万円以下 | 6. 1億円超～3億円 |
| 3. 1,000万超～3,000万円以下 | 7. 3億円超 |
| 4. 3,000万超～5,000万以下 | |

→問25へお進みください

問25 貴社は会社法上の「大会社（資本金5億円以上または負債総額200億円以上）」に該当しますか。（1つだけ○印）

1. 該当する	2. 該当しない
---------	----------

→問26へお進みください

問26 貴社の本社所在地は。（1つだけ○印）

1. 北海道地方	4. 中部地方	6. 中国・四国地方
2. 東北地方	5. 近畿地方	7. 九州・沖縄地方
3. 関東地方		

→問27へお進みください

問27 ご連絡先を教えてください。

貴社名	
ご所属部署	
ご担当者名	
メールアドレス※	@
電話／FAX	— — / —
ご住所	〒 —

※メールアドレスのご記入がない場合、調査結果の抄録をお渡しできない場合がございます。

以上で終了です。誠にありがとうございました。
同封の返信用封筒でご返送ください。